衆議院ドイツ及び英国における
政治資金制度等実情調査議員団
報　告　書

令和６年10月

令和６年 10 月

衆議院議長　額賀　福志郎　殿

衆議院ドイツ及び英国における政治資金制度等実情調査議員団
団　長　　石田　真敏

本議員団は、ドイツ及び英国における政治資金制度等の実情調査のため、令和６年７月 28 日（日）から８月３日（土）までの７日間、ドイツ及び英国を訪問いたしましたので、その概要を御報告いたします。

目　次

１　団名・・・

９　参考資料

（１）議員団関係資料

（ドイツ）

・ドイツの政治資金制度の概略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
・社会民主党（ＳＰＤ）、キリスト教民主同盟（ＣＤＵ）・・・・・・・・ 60

（英国）

・英国の政治資金制度の概略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
・選挙委員会、公務倫理基準委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

（２）ドイツ関係資料

・選挙制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
・2024 年欧州議会選挙（ドイツにおける選挙結果速報）　・・・・・・ 65
・2024 年９月ドイツ州議会選挙結果（速報）　・・・・・・・・・・・・ 66
・ＣＤＵ配付資料（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
・ＳＰＤ配付資料（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
・連邦議会事務局の組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
・政党助成関係資料（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

（３）英国関係資料

・選挙制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
・倫理関係機関の新たな枠組み（図）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

（４）米英独仏の政治資金制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

（５）国会議員の活動費用に対する公費支援・・・・・・・・・・・・・・・ 79

（注１）本報告書における説明概要等の記述は、現地における聴取内容を翻訳したものをまとめたものであり、我が国の文献・資料等とは表現、数値等が異なる場合があるが、現地における聴取内容を尊重してそのまま記載している。

（注２）本報告書におけるドイツ及び英国の法律の名称や条文等については、次のウェブサイトを参考とした。

（ドイツ：https://www.gesetze-im-internet.de/index.html）

（英　国：https://www.legislation.gov.uk）

（注３）訪問時の為替レートは、１ユーロ＝166.62 円（７/29）、１ポンド＝192.81 円（７/31）。（出所：英 Refinitiv）

１　団名

衆議院ドイツ及び英国における政治資金制度等実情調査議員団

２　目的

ドイツ及び英国における政治資金制度等の実情調査のため

３　議員団

団　長	政治改革に関する特別委員会	委員長	石田　真敏	君（自民）
	同	理　事	鳩山　二郎	君（自民）
	同	理　事	平口　　洋	君（自民）
	同	理　事	落合　貴之	君（立憲）
	同	委　員	福島　伸享	君（有志）

同　行	衆議院第二特別調査室次席調査員	山岸　雅広
	総務省自治行政局選挙部政治資金課政党助成室長	長岡　丈道

４　派遣期間

令和６年７月 28 日（日）から８月３日（土）までの７日間

５　派遣国

ドイツ、英国

６　主な調査内容

（１）ドイツ

①　政治資金規制に関する議会に設置された監督機関の運用状況や政党助成等の実情を調査するため、ドイツ連邦議会事務局を訪問し、ノヴァク党資金担当課長から説明を受け、質疑応答を行った。

②　ドイツにおける政党の政治活動や政治資金規制等の根拠となる政党法と、同法に基づく国庫補助金制度、政治資金規制制度の実施状況等について、ドイツ連邦内務・故郷省を訪問し、ニーラジク憲法・行政法総局長などから説明を受け、質疑応答を行った。

③　政党における収支の実態や政治資金規制の政党運営上の影響等の実情を調査するため、ドイツ社会民主党（ＳＰＤ）を訪問し、ロドリグエス＝ダ＝コス

タ財務責任者事務所長などから説明を受け、質疑応答を行うとともに、ドイツキリスト教民主同盟（ＣＤＵ）を訪問し、カブリッツ＝キューン連邦事務局財務責任者事務所長などから説明を受け、質疑応答を行った。

④　ドイツにおける政治資金や政治活動の実情等について、コース　ロイファナ大学政治学研究所教授と意見交換を行った。

（２）英国

①　政治資金規制に関する独立した監督機関の運用状況や政党助成等の実情を調査するため、選挙委員会を訪問し、フランクス　コンプライアンス・透明化担当マネージャーなどから説明を受け、質疑応答を行った。また、政治資金に関して建議する機能等を有している独立した機関の運用状況等を調査するため、公務倫理基準委員会を訪問し、ピール委員から説明を受け、質疑応答を行った。

②　英国における下院議員の政治資金や政治活動の実情等について、クラーク元保守党下院議員及びローガン元労働党下院議員と意見交換を行った。

７　主な日程

令和６年

７月 28 日（日）

９：40　　東京（羽田）発（ＮＨ223 便）
17：00　　フランクフルト着
20：30　　フランクフルト発（ＬＨ200 便）
21：20　　ベルリン着

【ベルリン泊】

７月 29 日（月）

10：00　　カブリッツ＝キューン　ドイツキリスト教民主同盟（ＣＤＵ）連邦事務局財務責任者事務所長などから説明聴取
12：30　　在ドイツ日本国大使館河津邦彦臨時代理大使からの概況説明
14：30　　ロドリグエス＝ダ＝コスタ　ドイツ社会民主党（ＳＰＤ）財務責任者事務所長などから説明聴取
19：00　　現地邦人との懇談会

【ベルリン泊】

７月 30 日（火）

10：00　　ノヴァク連邦議会事務局党資金担当課長から説明聴取
14：30　　ニーラジク連邦内務・故郷省憲法・行政法総局長などから説明聴取

【ベルリン泊】

７月 31 日（水）

10：00　コース　ロイファナ大学政治学研究所教授との意見交換

15：05　ベルリン発（ＢＡ993 便）

16：00　ロンドン着

19：00　在英国日本国大使館林肇大使からの概況説明

【ロンドン泊】

８月１日（木）

10：30　クラーク元保守党下院議員との意見交換

12：00　現地邦人との懇談会

14：30　フランクス選挙委員会コンプライアンス・透明化担当マネージャーなどから説明聴取

【ロンドン泊】

８月２日（金）

10：00　ピール公務倫理基準委員会委員から説明聴取

14：30　ローガン元労働党下院議員との意見交換

19：00　ロンドン発（ＮＨ212 便）

【機中泊】

８月３日（土）

17：15　東京（羽田）着

８　調査の概要

（１）ドイツ

①　ドイツキリスト教民主同盟（ＣＤＵ）において説明聴取

・期　日　令和６年７月 29 日（月）

・対応者　ゼーレン・カブリッツ＝キューン　ドイツキリスト教民主同盟（ＣＤＵ）連邦事務局財務責任者事務所長など

・日本側　石田　真敏　団長（自民）　　鳩山　二郎　議員（自民）
　　平口　　洋　議員（自民）　　落合　貴之　議員（立憲）
　　福島　伸享　議員（有志）

（ＣＤＵコンラート・アデナウアー・ハウス前にて）

・概　要

（政党の概要[1]）

ドイツキリスト教民主同盟（ＣＤＵ：Christlich-Demokratische Union Deutschlands）は、第二次世界大戦終戦直後の 1945 年に、戦前から活動していた中央党を母体として諸政党の合同により創設された。翌 1946 年、初代党首にコンラート・アデナウアー（Konrad Adenauer）が就任して綱領や体制の整備が図られ、全国政党へと発展していった。その後のドイツ東西分割、憲法（基本法）制定などを経て、1949 年の第１回連邦議会議員総選挙ではＣＤＵ／ＣＳＵ[2]が勝利し、アデナウアーが初代首相に就任した。その後、ドイツ２大政党の一つとし

---

[1] ９　参考資料「（１）議員団関係資料」参照。

[2] バイエルン・キリスト教社会同盟（ＣＳＵ：Christlich-Soziale Union in Bayern e.V.）は、連邦議会ではドイツキリスト教民主同盟（ＣＤＵ）と統一院内会派を組んでおり、ＣＤＵがバイエルン州以外で活動し、ＣＳＵはバイエルン州でのみ活動するという、いわば姉妹政党の関係にあるとされる。党員は約 14 万人で、1990 年の約 19 万人をピークに低下傾向が見られている。

てドイツ社会民主党（ＳＰＤ）と政権を奪い合いながら多くの首相[3]を輩出してきた。直近では、2021 年の連邦議会議員総選挙でドイツ社会民主党（ＳＰＤ）に敗れ、2005 年に大連立を組んで政権をとって以来 16 年ぶりに野党第 1 党となった。

ＣＤＵの政治思想は、私的財産と個人の自由を保障しつつ、キリスト教を基盤とするドイツ人の生活を維持するためにカトリックとプロテスタントの統合的活動を標榜していることから、一般に、キリスト教民主主義、自由主義、社会保守主義を基礎とする中道右派政党に分類されている。

党員数は、2021 年で約 38 万人であり、東西ドイツが再統一された 1990 年の約 79 万人から減少傾向が見られている。

ＣＤＵの収入は、2021 年の統計を見ると、総収入約 1 億 6,036 万 1,383 ユーロであり、その主な内訳は、国庫補助金約 5,100 万 5,911 ユーロ、党費約 3,720 万 2,645 ユーロ、自然人の寄附約 2,669 万 6,767 ユーロ、議員分担金等約 2,188 万 5,579 ユーロ、法人の寄附約 1,481 万 9,184 ユーロなどとなっている。

（経歴等）

ゼーレン・カブリッツ＝キューン（Sören Kablitz-Kühn）ＣＤＵ連邦事務局財務責任者事務所長は、1980 年生まれで、ベルリンの出身である。ベルリン工科大学（建築技術）、ハーゲン通信大学を経て、ＣＤＵ連邦事務局顧客関係マネージャー、メルケル首相補佐官、メルケル首相室長、副報道官などの経歴があり、2019 年からＣＤＵ連邦事務局財務責任者事務所長を務めている。

[3] ＣＤＵ出身の歴代首相　コンラート・アデナウアー（Konrad Adenauer）（1949 年～1963 年）
ルートヴィヒ・エアハルト（Ludwig Erhard）（1963 年～1966 年）
クルト・ゲオルグ・キージンガー（Kurt Georg Kiesinger）（1966 年～1969 年）
ヘルムート・コール（Helmut Kohl）（1982 年～1998 年）
アンゲラ・メルケル（Angela Merkel）（2005 年～2021 年）

（説明聴取の概要）

カブリッツ＝キューン所長から説明を受け、質疑を行った。

その主な内容は、ドイツの議員経費（議員報酬、旅費、宿泊費など）の支出状況・１万ユーロ以下の報告書記載義務のない政治献金の取扱い・議員個人の集めた政治資金の状況に関すること、政党の支出の状況・州議会議員選挙における政党の支援状況に関すること、罰金額を３倍に設定した経緯・議論に関すること、献金者の連絡のとれる場所の意味、政党助成を得るために政党が自助で同額の寄附を集める制度に対する評価・政党の構成と資金集めに関すること、などであった。

■カブリッツ＝キューン所長の説明概要

日本と同じように、ドイツでも 2000 年代初頭にＣＤＵが関係する大スキャンダル[4]があったことから、それを踏まえて政党法が大きく改正された。このような経緯もあり、ドイツでは政党の資金調達は、非常に厳しい目で見られる。

●政党法[5]に基づく助成制度について

政党法では、政党が必要とする財源の一部を国庫で手当てすることになっているが、その総額は約１億 8,400 万ユーロである。これを各政党に配分することとなるが、その基準は、その政党がどれだけ社会に根付いているかが尺度ととなる。具体的には、直近の連邦議会議員選挙、欧州議会議員選挙、州議会議員選挙の得票数応じて、つまり１票につきいくらというように計算される。

ただし、政党が 100 万ユーロの交付を受ける権利があっても、政党は自ら別に 100 万ユーロを寄附などで他から集めなければ、交付を受けられない。政党がどのように寄附を集めるかと言えば、寄附金、党費、政党から出て公職に就いた者の毎月の分担金である。仮に、政党の集めた資金が 80 万ユーロであった場合には、100 万ユーロを受ける権利があっても交付は 80 万ユーロまでしか交付されないこととなる。このため、政党は資金集めに非常に積極的に取り組まなければならないこととなる。

●政党への寄附の規制等について[6]

政党への寄附については、自然人・個人であれば年間合計 3,300 ユーロまで税の控除ができ、それ以上寄附しても税控除は 3,300 ユーロまでとなる。一方、法人・企業は税の控除を受けることはできない。

---

[4] ドイツ再統一の功労者ヘルムート・コール元首相が受け取った政治献金について、出所不明であるとともに、さらにコール元首相の指示で証拠を隠滅したとされる疑惑が発覚した。コール元首相は、出所不明の政治献金を認めたが、出所を明らかにするのを拒んだとされる。ＣＤＵは、収支報告書の不備により約 2,110 万ユーロの罰金が科せられた。（ロイター　2017 年６月 17 日など）

[5] 政党法（Gesetz über die politischen Parteien）

[6] ドイツの政治資金制度については、９　参考資料「（４）米英独仏の政治資金制度」参照。

年間１万ユーロを超える献金があった場合には、政党の収支報告書に氏名を明らかにして記載しなければならず、更に３万 5,000 ユーロを超える場合には、直ちに連邦議会議長に届けなければならい。連邦議会議長は、直ちに氏名と献金額を公表することとなるが、個人情報保護の観点から２か月前から制度が改められ、個人の住所でなくとも連絡が取れる住所であればよいこととなった。

具体例として、我が党が提出した収支報告書（左①）と連邦議会議長への届出（右②）について見ていただきたい。企業は収支報告書に名前を出されたくないので、9,999 ユーロの献金額ということが頻繁に起こる。ＤＡＸ指数（ドイツ株価指数）に取り上げられるような企業の名前が頻繁に見られるようなことは全くない。

【ＣＤＵ資料「ドイツにおける政党資金調達」[7]】

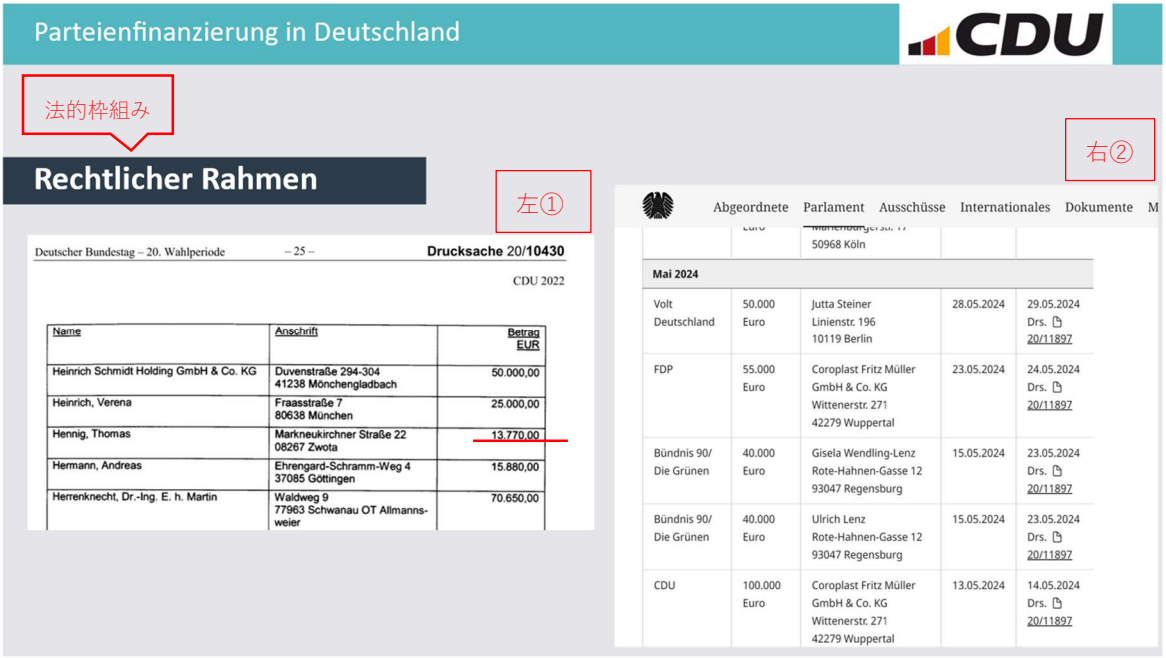

＊赤字の注釈等は、議員団が加えたもの。

●罰金について

罰金について説明すると、罰金は不正な寄附金額の３倍が課せられることとなり、例えば５万ユーロの記載漏れが発覚した場合、まず５万ユーロを返金するだけでなく、その３倍の 15 万ユーロが罰金として上乗せされることとなる。

●政党の財務担当の役割について

このため我々政党の財務担当の非常に大きな課題というのが、正確な寄附をきちんと把握することである。例えば、左①の表中の１万 3,770 ユーロ（赤下線）という金額が、なぜそのような中途半端な数字になるのかというと、同一人が年

[7] ９　参考資料「（２）ドイツ関係資料・ＣＤＵ配付資料」参照。

間でＣＤＵ本部、ＣＤＵケルン支部、ベルリン支部などに献金した分を全て足しあげるとこの数字になる、ということを我々政党の財務担当が把握しなければならないからである。全て調べて計算しなければならない。ここで間違いがあると罰金の対象となる。

石田真敏団長から、「ドイツの議員経費の支出状況」、「１万ユーロ以下の報告書記載義務の無い寄附の取扱い」、「議員の集めた政治資金の取扱い」に関して質問したのに対し、カブリッツ＝キューン事務所長から、

・「連邦議会議員の議員報酬は月額１万 591 ユーロ 70 セントであり、ボーナスは無く、その使用使途に制限はない。連邦議会議員は全員 Bahn Card（鉄道無料カード）の配付を受けている。なお、我々は議員が連邦議会から得る経費[8]について詳しくない。なぜなら、政党と連邦議会の資金は全く遮断されているためである。例えば、議員がある場所に車で行くとき、政党の党員としていく場合には政党が支出し、そこから次の場所に連邦議会の用務で行く場合には、連邦議会の調達した車に乗り換えて行くことになる。それくらい厳しく遮断している」旨

・「１万ユーロ以下の記載義務の無い寄附については、データ保護規則[9]が関係してくる。例えば、ある企業の社長が 9,990 ユーロの現金をＣＤＵに寄附したとして、それについてジャーナリストからあの社長は寄附したかと聞かれても、我々が『寄附した』と言うことはデータ保護規則違反となる」旨

・「議員個人が寄附を受けるとしても、それを自分の懐に入れるような形はだめである。寄附の行先は、必ず議員が所属する政党、連邦議会であれば政党本部、州議会であれば州支部の口座でなければならない」旨

それぞれ発言があった。

平口洋議員から、日本は政策活動費などの政党の支出が議論になっていることを踏まえて「ドイツの政党の支出の状況」、「州議会議員選挙における政党本部の支援状況」に関して質問したのに対し、カブリッツ＝キューン事務所長から、

・「ドイツにおいても支出に関する規制は十分されている。例えば、議員がタクシーを使った場合に、それが公的だったということを交通費の項目で証明しなければならない」旨

・「日本の政策活動費については、日本とドイツのシステムがかなり違うので、発言することは控えるが、ドイツでは、例えばフリードリヒ・メルツ（Friedrich Merz）ＣＤＵ党首は、ＣＤＵから直接の資金はもらっていない。資金は連邦議会からもらっている」旨

・「州議会議員選挙において、政党本部から候補者個人を対象とした資金の動き

[8] ９　参考資料「（５）国会議員の活動費用に対する公費支援」参照。
[9] ＥＵ一般データ保護規則（ＧＤＰＲ：General Data Protection Regulation)。

は全くない。候補者を助けるのは州支部であり、州支部が元々持っている資金を使うことになる。候補者個人へ寄附したい者がいたとしても、その寄附は政党かその支部に納付ものでなければならない。そこは非常に厳しく見られているところである」旨
それぞれ発言があった。

鳩山二郎議員から、「罰金を３倍にした経緯・議論及びその効果」に関して質問したのに対し、カブリッツ＝キューン事務所長から、
・「罰金の３倍という数字には、様々な見方がある。政党としてのＣＤＵは、３倍は多すぎるので２倍でいいのでは、というふうに思う。一方で、政治資金を監視しているＮＰＯなどは３倍では甘い、５倍でも良いなどと言う」旨
・「３倍の効果については、あると思う。ＣＤＵは大きな政党であるが、資金が潤沢にあって、もう十分などとは思っていない。各州支部に資金を配る必要があり、どの支部にも潤沢に行き渡らせることは難しい。そのような中で、３倍の罰金が科せられるようなことがあれば非常に痛い。そのようなことにならないよう心掛けているので、やはり効果はあると思う」旨
それぞれ発言があった。

落合貴之議員から、最近の制度の見直しで献金者個人の住所を公表しなくなったことについて「公表される連絡先というのは、どのようなレベルのものなのか」に関して質問したのに対し、カブリッツ＝キューン事務所長から、「電話番号や電子メールのアドレスなどではなく、物理的な住所が必要とされる。例えば、その個人が企業の社長であればその企業の連絡がつく住所となる。個人であっても、資産家の場合、家族でオフィスを抱えていて資産管理をしている例があるが、そうした場合はオフィスの住所となる。つまり、連邦議会からの郵便物が届くところであればよい」旨の発言があった。

福島伸享議員から、「政党が自助で交付金と同額の寄附を集める制度に対する評価」、「政党の構成と企業献金の違い」に関して質問したのに対し、カブリッツ＝キューン事務所長から、
・「大変良い効果が出ていると思う。総交付額が１億 4,800 万ユーロと決まっているので、それを各政党で配分することとなる。例えば新党の場合は、選挙もしておらず、議員もおらず、献金も無い。そのような新党には、企業も寄附しないと思う。このため新党にとっては非常に大変だ。しかし、ＣＤＵとしては文句はない。我々は既に要件を満たしていて、ＣＤＵへの交付額 4,400 ユーロのレベルは、寄附や分担金などでクリアできている（＊）」旨
　＊　次頁「**ＣＤＵ資料「国庫補助と寄附、分担金、党費の関係」**」参照。
・「我々は、ＣＤＵとＣＳＵを合わせてみているので、ＳＰＤよりも党員が多い。

また、企業献金については、ドイツでも議論のあるところだが、我々は正しいものであると考えているし、民主主義への献金と捉えている。我々は企業に何らかの約束をするために献金してほしいなどとは言わない。我々は、ドイツに産業が必要であり、経済成長が絶対必要であるとの主義であるので、企業が献金してくれると思うが、競争が無いわけではない。例えば、自由民主党（ＦＤＰ：Freie Demokratische Partei）は、ＣＤＵよりもっと企業寄りの政策をとっている」旨それぞれ発言があった。

【ＣＤＵ資料「国庫補助と寄附、分担金、党費の関係」[10]】

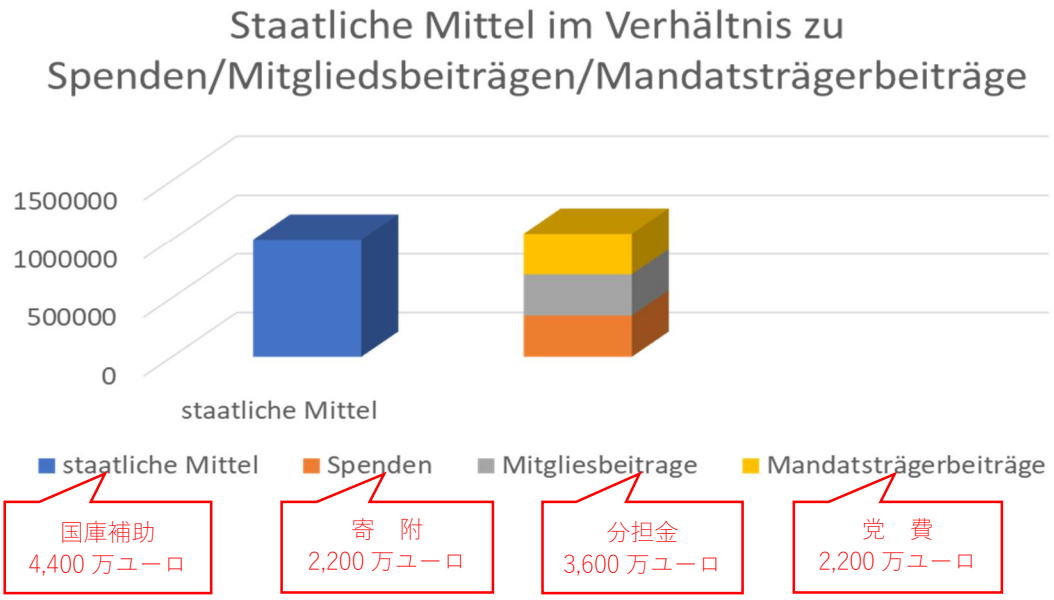

＊赤字の注釈等は、議員団が加えたもの。

（ＣＤＵ　ＨＰより「ＣＤＵコンラート・アデナウアー・ハウス」）

[10] ９　参考資料　「（２）ドイツ関係資料・ＣＤＵ配付資料」参照。

② 在ドイツ日本国大使館河津邦彦臨時代理大使からの概況説明

・期　日　令和６年７月 29 日（月）

・対応者　河津邦彦臨時代理大使

・日本側　石田　真敏　団長（自民）　　鳩山　二郎　議員（自民）
　　平口　　洋　議員（自民）　　落合　貴之　議員（立憲）
　　福島　伸享　議員（有志）

・概　要

河津邦彦臨時代理大使から、ドイツの概況、2021 年の連邦議会選挙から現在までの状況、選挙結果と各党の獲得議席数、オラフ・ショルツ（Olaf Scholz）連立政権の政権運営、2024 年６月の欧州議会選挙の結果、経済・貿易状況、エネルギー情勢、ウクライナ問題への対応、対アジア外交（特に中国関係）、日独関係などについて説明があった。

議員団から、ショルツ連立政権の支持率の状況、政策ごとの連立政権（ＳＰＤ・緑の党・ＦＤＰ）の意見の相違、ＡｆＤ[11]などの新たな政治勢力の動向、欧州議会選挙結果を受けた政界への影響、日独関係の状況と連立政権の政策動向が日系企業に及ぼす影響などについて発言があった。

[11] ドイツのための選択（ＡｆＤ：Alternative für Deutschland）

③　ドイツ社会民主党（ＳＰＤ）において説明聴取

・期　日　令和６年７月 29 日（月）

・対応者　アナ・パウラ・ロドリグエス＝ダ＝コスタ　ドイツ社会民主党（ＳＰＤ）財務責任者事務所長、リック・グラーフ政党法・著作権法担当、アンドレアス・シュロットマン資金調達者

・日本側　石田　真敏　団長（自民）　鳩山　二郎　議員（自民）
平口　　洋　議員（自民）　落合　貴之　議員（立憲）
福島　伸享　議員（有志）

（ＳＰＤヴィリー・ブラント・ハウス内のヴィリー・ブラント像の前にて。
左から、グラーフ氏、ロドリグエス＝ダ＝コスタ所長、シュロットマン氏）

・概　要

（政党の概要[12]）

ドイツ社会民主党（ＳＰＤ：Sozialdemokratische Partei Deutschlands）は、1863 年設立の全ドイツ労働者協会（ＡＤＡＶ）と 1869 設立のドイツ社会民主主義労働者党（ＳＤＡＰ）を母体に 1875 年に設立されたドイツ社会主義労働者党（ＳＡＰＤ）を前身として、1890 年にドイツ社会民主党に党名を変更した。このため、ドイツの現存する政党としては最古の政党となる。1933 年にナチス政権下で非合法化され、資産は差し押さえられ幹部らは国外に亡命するなどしていたが、第二次世界大戦後に再建された。

戦後、ＳＰＤは一般に中道左派に分類され、中道右派のＣＤＵとともにドイ

[12] ９　参考資料「（１）議員団関係資料」参照。

ツ２大政党の一つとして発展した。1959 年にマルクス主義思想を放棄し、社会市場の概念を取り入れた党綱領を採択し、1966 年にクルト・ゲオルグ・キージンガー連立政権（ＣＤＵ／ＣＳＵ、ＳＰＤ）に参画して初の政権入りをし、1969 年には初めての政権（ＳＰＤ、ＦＤＰ連立政権）を獲得して、ヴィリー・ブラント（Willy Brandt）が首相に就任[13]した。その後、ヘルムート・シュミット（Helmut Schmidt）連立政権（ＳＰＤ、ＦＤＰ）、ゲアハルト・シュレーダー（Gerhard Schröder）連立政権（ＳＰＤ、同盟 90／緑の党）を経て、2013 年の第３次メルケル連立政権（ＣＤＵ／ＣＳＵ、ＳＰＤ）及び 2018 年の第４次メルケル連立政権（ＣＤＵ／ＣＳＵ、ＳＰＤ）に参画した後、2021 年からオラフ・ショルツ（Olaf Scholz）首相が連立政権（ＳＰＤ、同盟 90／緑の党、ＦＤＰ）を運営している。

ＳＰＤの党員数は、1976 年の 100 万人をピークとして低下傾向が見られ、2021 年現在では約 39 万人となっている。

ＳＰＤの収入は、2021 年で総収入約１億 7,146 万 1,757 ユーロであり、その主な内訳は、国庫補助金約 5,611 万 143 ユーロ、党費約 5,451 万 8,494 ユーロ、議員分担金等約 2,555 万 6,649 ユーロ、自然人の寄附約 1,400 万 3,796 ユーロ、法人の寄附約 348 万 7,052 ユーロなどとなっている。

（経歴等）

アナ・パウラ・ロドリグエス＝ダ＝コスタ（Ana Paula Rodrigues da Costa）ＳＰＤ財務責任者事務所長は、ゲッティンゲン大学で社会科学を修め、ニーダーザクセン州議会議員研究アシスタント、連邦議会議員担当、連邦家族高齢者女子青少年省広報担当などを経て、現在ＳＰＤの財務責任者事務所長・幹部会財務局長を務めている。

[13] ＳＰＤ出身の歴代首相　ヴィリー・ブラント（Willy Brandt）（1969 年～1974 年）
ヘルムート・シュミット（Helmut Schmidt）（1974 年～1982 年）
ゲアハルト・シュレーダー（Gerhard Schröder）（1998 年～2005 年）
オラフ・ショルツ（Olaf Scholz）（2021 年～現職）

（説明聴取の概要）

ロドリグエス＝ダ＝コスタ所長、シュロットマン資金調達者、グラーフ政党法・著作権法担当から説明を受け、質疑を行った。

その主な内容は、政治資金の不正の有無をチェックする仕組み（議長が第三者機関を設けているか否か）・政党と院内会派間における資金移動の有無に関すること、政治資金の透明性を確保するために必要な資料（領収書など）に関すること、議員から政党への寄附の可否（特に議員が企業経営で得た利益の寄附）に関すること、連邦議会議長が政治資金をチェックすることで問題が起こった事例の有無・収支報告書の保存・公開期限に関すること、政党法が禁ずる「利益を期待した献金」であるか否かの判断・政党の違いによる資金調達方法の差異に関すること、などであった。

■ロドリグエス＝ダ＝コスタ所長などの説明概要

●ＳＰＤについて

ＳＰＤはドイツ最古の政党であり、これまで辛い歴史もあった。例えば、政党が禁止されたことも、資産没収も経験した。このため、党費を使って新聞を発行したり、施設を購入したりしてきたが、その結果ＳＰＤは、ドイツで一番資産のある豊かな政党になった。

●ドイツ・システム（政党助成）の特徴について

政党に対する国庫補助については、２つの大きな前提条件がある。１つ目が「相対的上限」であり、自ら得た収入を超える額の交付を受けてはならないということ。２つ目が「絶対的上限」であり、各政党への交付額の合計が１億 7,800 万ユーロを超えてはならないということ。このため、どの政党も、自分たちの政党が交付を受ける権利を持つ交付額以上の寄附金等を得なくてはならなくなる。

交付の算定方法は２つに分かれており、１つは選挙における得票に対する分の計算。もう１つは、寄附金に対する分の計算からなる。このような計算方法とした背景は、投票する、寄附をするという形で政党への支持を表明しているということで、社会的に根付いているものと見る。

●政党法に対する評価について

どの法律にも長短があるものだが、我々の目から見て概ね良い法律で、機能していると思う。例えば良い点としては、透明性の担保に資するものである。寄附については、上限が定められていないためいくらでもできるが、１万ユーロ以上の寄附は収支報告書に記載する義務があるし、３万 5,000 ユーロ以上の寄附は、即時に連邦議会議長に届け出て公開されることとなる。

また、政党法には、どういう寄附が違法となるか規定されており、例えば「利

益を期待した献金」は受けてはならないなどと書いてある[14]。また、我々が報告した収支報告書に不正があることに気づいた場合、それが公になっていないうちならば、その不正を自主的に訂正することも可能としている。報道などで公になっている場合は、３倍の罰金を払うこととなる。

最終的には、国家が特定の政党を支援するというようなことがあってはならず、それを回避するのが政党法である。この法律が求めていることのもう一つは、政党は自力でやれということ、つまり自分たちで努力しない政党には、交付金は出さないということである。結局のところ、国と自分たちの努力の両方をミックスしたものが、政党の資金調達となっている。政党が社会に根付いている度合いに応じて、国が交付金を与えるシステムになっている。

政治資金を規制するのは、ドイツでは非常に複雑なシステムとなっているが、そのコアとなるのが政党法と言うことができる。

●ＳＰＤの資金調達について

ＳＰＤが 2022 年でどれだけ国庫補助の交付を受けたかと言えば、4,770 万ユーロ[15]であった。収支報告書を基に作成した資料を説明すると、「赤色」の１番上のところが党費となる。「オレンジ色」は議員などの分担金。「緑色」は自然人による寄附。「青色」は法人による寄附。「ピンク色」は資産運用による利益、それから下から２番目の「水色」のところが国庫補助による交付金となる。ここから分かるように、交付金はＳＰＤの収入全体の半分以下となっている。

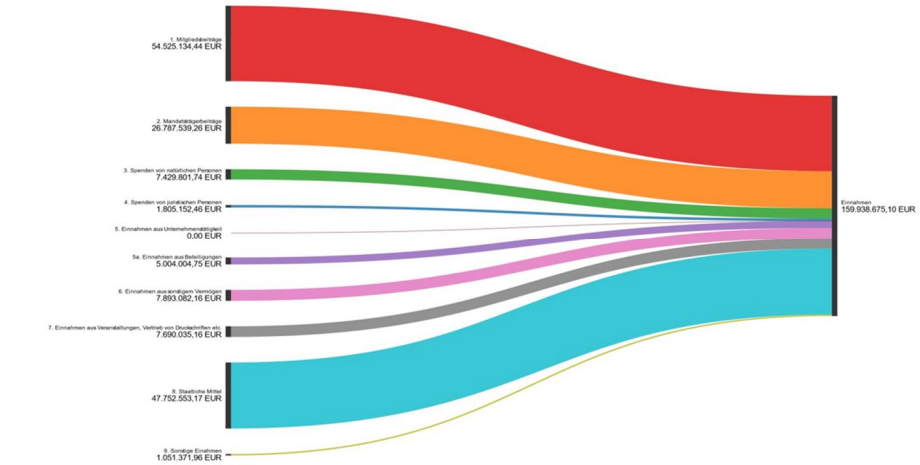

政党の資金繰りの柱となるものは４つあり、①既に説明した政党法に関するも

[14] 政党法（Gesetz über die politischen Parteien）第 25 条　寄附金
(2) 以下のものは、寄付を受け入れる当事者の権利から除外されるものとする。
7. 特定の経済的または政治的利益を見越して、またはそれと引き換えに、当事者に認められる寄付。

[15] ９　参考資料「（２）ドイツ関係資料・ＳＰＤ配付資料」参照。

の、②議員に対する資金の在り方、③院内会派の資金の在り方を決めるもの、④政治財団の資金の在り方を決めるものであり、この４つの柱でもって政治資金は動いている。このうち、②については、議員法[16]に規定されている。③の院内会派についても議員法に規定に基づき国から交付金を受けているが、政党との間で資金の行き来はない。政党の資金と院内会派の資金は厳格に分かれていなければならない。④の政治財団は、2023 年に根拠法[17]ができたところであり、政党が政治教育を振興するために創設した団体で、各党が政治財団を持っている。連邦議会に一定期間議員を送っていると、政党は政治財団を作る権利を得て、その政治財団には国から交付金が交付されることとなる。

石田真敏団長から、「議長は政治資金の不正の有無をチェックにあたり、第三者委員会を設けているか否か」、「政党と院内会派間における資金移動の有無」、「議員が政党に支払う分担金の決定方法」に関して質問したのに対し、ロドリグエス＝ダ＝コスタ所長などから、

・「政治資金の不正の有無をチェックするのは、第一義的には政党である。合法なものだけ収支報告書に記載しなければならない。それが公表されることとなる。もし、判断に迷う場合は、連邦議会事務局の判断を仰ぐこととなる。最終的な責任で言えば、最後に収支報告をチェックする連邦議会議長ということになる。ただし、第三者機関でもなく、議長はいずれかの政党に所属していることから、割と頻繁に、連邦議会議長に責任を負わせるのは妥当であるかどうか、という議論は起こる。定期的にある」旨

・「ドイツでは、議員の資金、政党の資金、院内会派の資金は、厳格に分かれている。そこで資金のやり取りが無いというのは、日独の大きな違いである。例えば、ドイツで選挙に立候補した場合、候補者はその選挙戦の資金を自分で出してはいけない。その資金は政党が出す。議員などは、いくらでも自己資金を政党に寄附することは可能だが、選挙運動資金を自己資金から出すことは禁じられている」旨

・「連邦議会議員であれば、州の支部の作成する資料が送られてきて、分担金を支払うこととなるが、具体的な金額は支部が決め、ＳＰＤであれば支部によって月 300 ユーロから 800 ユーロまで幅がある。議員はそれに加えて党費を月 300 ユーロ支払う。連邦議会議員であれば、分担金、党費、さらに諸費を加えて、月 1,500～2,000 ユーロを支払うこととなる。なお、これは税控除ができる」旨

それぞれ発言があった。

---

[16] 「ドイツ連邦議会議員の法的地位に関する法律」(Gesetz über die Rechtsverhältnisse der Mitglieder des Deutschen Bundestages)

[17] 「政治財団に対する連邦予算からの助成に関する法律」(Gesetz zur Finanzierung politischer Stiftungen aus dem Bundeshaushalt)。政治財団の例としては、フリードリヒ・エーベルト財団（ＳＰＤ)、コンラート・アデナウアー財団（ＣＤＵ)、フリードリヒ・ナウマン財団（ＦＤＰ)、ベル財団（緑の党）などがある。

平口洋議員から、「政治資金の透明性を確保するための資料、担保」に関して質問したのに対し、ロドリグエス＝ダ＝コスタ所長などから、
・「我々が領収書を基に全て計算して収支報告書の形にまとめて、それを第三者機関（会計監査人、会計監査会社）に持っていき、会計監査をしてもらって認められるとスタンプが押される。正しくなければ訴えられるから大変という、それが透明性である。領収書は、会計監査では証明するが、公表するまでには至らない。それゆえマスコミに対して、我々は、まずこの会計監査のお墨付きを見てもらう。それがあるというのは非常に大きなこと」旨
・「ドイツで問題になるのは、収入、献金に関する透明性の方であり、支出については、使途の大半が選挙運動か人件費となるため、問題とならない」旨
それぞれ発言があった。

鳩山二郎議員から、「議員から政党への資金の流れ、特に議員が企業経営で得た利益の寄附」に関して質問したのに対し、グラーフ氏から、「議員から政党への党費、分担金、寄附は可能であり、議員から政党への政治資金が流れることは可能である。さらに分担金などを超えて政党に寄附することも問題ない。議員が企業経営で得た利益の寄附というのは、難しい質問であるが、法的には可能である。なお、法律で規制しようとする趣旨は、そのような寄附がどのような意図でなされたのか、ということ。企業の名前で寄附しても、企業でその決定を誰がしたのかまで問われる可能性は十分ある」旨の発言があった。

落合貴之議員から、「連邦議会議長が政治資金をチェックすることで問題が起こった事例の有無」、「収支報告書の保存・公開期限」に関して質問したのに対し、ロドリグエス＝ダ＝コスタ所長などから、
・「原則的なところとして、連邦議会事務局は、政党法に基づいてやらなければいけないことが決まっている機関であるので、法に基づくプロセスに従っていれば、問題が起こるようなことにはならない」旨
・「帳簿などの保存年限は 10 年間である。インターネット上での公開は連邦議会事務局が決めることとなるが、期限があるというのは聞いたことがない。このため、公表されているものは、遡って確認することができる」旨
それぞれ発言があった。

福島伸享議員から、「政党法が禁ずる『利益を期待した献金』であるか否かの判断」、「政党の違いによる資金調達方法の差異」に関して質問したのに対し、ロドリグエス＝ダ＝コスタ所長などから、
・「連邦議会事務局の判断に異議がある場合は、最終的には司法の領域に入って

くることとなり、行政裁判所[18]に提訴することとなる。今までの連邦議会議長の仕事の仕方を見ると、自分の出身政党はとりあえず置いておいて、全員のために仕事をする方が多いため、これまで問題となったことはない」旨

・「ＳＰＤとＣＤＵの２大政党については、大きな違いがある。１つ目は、ＳＰＤの方が企業献金は少ない。２つ目がＳＰＤの方が平均の献金額が低いということ。ＳＰＤでは、寄附を募るときには党員になってもらう。ＳＰＤでも、企業献金の是非については議論となるが、今のところ法で禁止されていないので、合法的な献金であると確信できれば受ける。ただし、我々から積極的に企業に献金を募るようなことはしない」旨

それぞれ発言があった。

（ヴィリー・ブラント・ハウス内のヒストリー・ウォール）

（出所：willy-brandt-haus ＨＰより）

[18] 「ドイツには、憲法裁判所、通常裁判所、特別裁判所（労働裁判所、行政裁判所、社会裁判所、財政裁判所等）が設置されており、それぞれの裁判所は、連邦と州の裁判所から構成されています。一般的には、州の裁判所は第一審及び第二審となり、連邦裁判所が最終上訴審となります。」（最高裁判所ＨＰ「裁判所の国際交流」）

④　現地邦人との懇談会

・期　日　令和６年７月 29 日（月）

・対応者　竹谷　宗久（東洋グローバルサービス・マネージング・ディレクター）
　　加藤　昌芳（フジ・ブランデンブルク・マネージング・ディレクター）
　　本間　幹正（dots マネージング・ディレクター）
　　松本　健志（ベルリン日独センター副事務総長）

・日本側　石田　真敏　団長（自民）　　鳩山　二郎　議員（自民）
　　平口　　洋　議員（自民）　　落合　貴之　議員（立憲）
　　福島　伸享　議員（有志）

・概　要

現地邦人出席者から、それぞれの業務概要や近況、現地企業の外国人関係者との関わり方、現地で活動する苦労、現地邦人として実感している景気動向、邦人関係者との交流、現地政界の印象や期待など、現地邦人出席者が日ごろ現地で活動する中で感じている忌憚のない意見・発言があった。

議員団から、現地邦人出席者が現地で活動していく上で経験した苦労、現地政界に対する印象や世論の動向、政権に対する現地世論の支持の状況、ＡｆＤなどの新興政治勢力に対する現地住民の反応、日独関係に関する景気実感、緑の党が政権入りした連立政権の政策が事業活動に及ぼす影響の有無など、現地でなければ実感することのできない実情を伺う発言があった。

⑤　連邦議会事務局において説明聴取

・期　日　令和６年７月 30 日（火）

・対応者　ペーター・ノヴァク連邦議会事務局党資金担当課長

・日本側　石田　真敏　団長（自民）　　鳩山　二郎　議員（自民）
　　平口　　洋　議員（自民）　　落合　貴之　議員（立憲）
　　福島　伸享　議員（有志）

（ドイツ連邦議会事務局施設内にて）

・概　要

（組織概要）

ドイツ連邦議会（Deutscher Bundestag、下院に相当）の事務組織である連邦議会事務局は、連邦議会議長（バーベル・バス（Bärbel Bas）、ＳＰＤ出身）、連邦議会事務局長官（ミヒャエル・シェーハー（Dr. Michael Schäfer））の下、約 3,200 人の職員を擁している。事務局の主な組織[19]は、①議会と議会議員部門（いわゆる議事運営部門、記録部門）、②対外関係・ＥＵ・分析部門（いわゆる渉外部門、調査部門）、③情報・ドキュメンテーション部門（広報、ＴＶ中継など）、④デジタル化部門（情報化推進など）、⑤建設・インフラ部門（いわゆる管理部門、営繕部門）、⑥中央部門（いわゆる庶務部門、警務部門）の６つの部門に分かれ、それ以外にも様々な関係組織がある。この６つの部門のうち、「議会と議会議員部門」については、法律案等の関係文書の管理・議事録作成等の関係部署、本会議や各委員会の運営関係部署、連邦議会議員及び欧州議会における議員の法的地位に関する関係部署、その他議員への給付、行動規範の監督、政党法に基づく政党の資金に関する部署により組織されている。今回訪問した連邦議会事務局の説明対応者は、この政党法に基づく政党の資金に関する部署である党資金担当課に所属している。

[19] ９　参考資料「（２）ドイツ関係資料・連邦議会事務局の組織図」参照。

（経歴等）

ペーター・ノヴァク（Peter Nowak）連邦議会事務局党資金担当課長は、1962年生まれで、30年に渡り議会事務局に在籍し、そのうち16年間党資金担当課に所属している。そのほかに連邦議会事務局で人道支援関連、連邦軍兵士の訴願・嘆願の処理、議員の騒動指針に関する対処などの関連部署に従事した経歴を有している。

（説明聴取の概要）

ノヴァク課長から説明を受け、質疑を行った。

その主な内容は、「信憑性テスト」の具体的な内容に関すること、交付金を受ける政党の基準に関すること、自己告発の事例・小口献金の状況に関すること、支出を重視しない理由・ネットの公開期限に関すること、議会事務局の業務の在り方・独立性の担保・議会内に第三者機関を作ることの是非に関すること、などであった。

■ノヴァク課長の説明概要

●業務の特徴

連邦議会事務局は、連邦議会議長の責任の下、政党に与える交付金のマネージメントをしており、主に収支報告書を使ってコントロールしている。それに関しては、メディアからのリークなどで問題が生じた場合には、制裁（罰金）することになる。そういう意味で事務局は、交付金を交付する優しい顔の面と、収支報告書によりコントロールして、法令違反の場合には罰金を科すという非常に厳しい顔の面という両面を有している。

担当部署である党資金課は、非常に少人数で法曹関係者４人しかいない。ドイツでは、「支出」について重点的に見ることはなく、「収入」にフォーカスがおかれている。これは国際的に異なるところであり、イタリアなど支出に非常にフォーカスされている例もある。

収支報告書は、政治的に重要性を帯びている政党、社会の中で重要な政党が出すものとして非常に重要である。「社会の中で重要な」という意味は、ドイツでは、全ての政党は収支報告書の作成を義務付けられているが、社会的に意味の低い政党もたくさんあり、本日はそういうものではなく、連邦議会や州議会に議員を輩出している政党について、説明をしたい。

●収支報告書による３段階のコントロール

収支報告書のコントロールの第１段階は、ドイツでは政党の自律性に重きがおかれており、まずは自力でできるところまでやってもらうということ。収支報告書について、過去の記載事項に何らかの不正が見つかった場合について説明すると、政党は「自己告発」する義務というのが課せられている。具体的には、政党になぜそのようなことになったのか自律的に解明してもらい、それを我々議会事務局に自己告発してもらい、次の収支報告書に掲載してもらう。政党が「自己告発」した場合は、制裁を回避することができる。ただし、これには条件があり、国の調査が入ったとか、報道にスクープ記事が出た場合はダメで、罰金が科せられる。それ以前であれば、まだ誰にも知られていない瑕疵を自分たちの手で改善すれば良いということである。

第２段階は、外部のコントロールといえるが、政党は自分の作成した収支報告書を会計監査人又は会計監査会社に監査してもらう。その会計監査人等の監査を経てサインを受けた収支報告書が我々の所に提出されることになる。議会事務局では、提出された収支報告書に「信憑性テスト」を実施する。これは、ポイントとなるところ、例えば献金者の中に政党側が受け取ってはならない個人や会社などが含まれてないかなどを抽出してテストしてみることである。その後、収支報告を我々が公表する。これは基本法（憲法）に書かれており、２０年来実施しているが、印刷物で公表するほかインターネットでも公表している。また、「説明義務」が課せられる部分がある。「収入」項目の１つに「その他の収入」という項目（不動産取引や資本参加など）があるが、それが「収入」全体の２％を超えた場合は「説明義務」が生じることになる。

第３段階としては、国民の側からの社会的なコントロールがある。国民の中には、非常に専門的な知識をもって収支報告書を見ることができる者がおり、例えば、あるジャーナリストの通報を受けて調査した結果、交付金を多く受け取るための不正行為と認定し、交付金を取り消すとともに高い罰金を科した事例[20]がある。収支報告書は、収入と支出が相対していないことから、ある政党はそれを逆

[20] ノヴァク課長の説明によれば、ジャーナリストからの問題提起があり、ある政党が短期間のうちに株式の売買を繰り返しているが、通常は損失ばかりなのに、なぜこのようなことをしているのか、と。事務局が調べてみると、その政党は、株式を売った部分をどんどん「収入」に計上して膨らませ、一方で、「支出」で株式を買うお金が出ていくが、「収入」と「支出」がバランスしていないため発覚しなかった。「収入」を膨らませた理由は、政党は自己の「収入」を超えて交付金を受け取ってはならないとする規定のため、との説明があった。

手にとって、収入を膨らませ、その分交付金を過大に受け取っていた。我々連邦議会事務局は、収支報告に対する具体的な嫌疑があって初めて具体的な行動を起こすことができることから、その初期の嫌疑がないとなかなか動きにくい。

●議会事務局によるアプローチの仕方

議会事務局に何らかの情報が入った場合、これは我々が見つけた場合やジャーナリストなどから連絡があった場合などがあるが、政党に「手紙」を送ってどうかと聞いてみる。その場合、何も問題がなければ良いが、政党が調べてみて本当にそのとおりだということになれば、これは制裁が科せられることになる。

政党が問題ないと回答した場合で、我々の納得のいくものでない場合は、もう１度会計監査に出して、それが正しいことを証明してもうことを要求する。ドイツでは、政党に対するコントロールは、犯罪となったら別だが、歴史的な経緯があるためにしたくないわけである。なお、院内会派の資金の場合は、国の機関である会計検査院が検査に入ることができるため、政党に対するコントロールとは大きな違いがあるところである。

我々議会事務局は、制裁、罰金を科す機関でもあるが、制裁のレベルは、数字の誤記載や悪意のない瑕疵は罰金が２倍、不正献金などの不正行為が見つかった場合は罰金が３倍となる。罰金は大抵の場合、そんなに大きな金額にはならない。私がこれまで見た中で、１番大きな罰金額は 2009 年に 350 万ユーロというのがある。

●まとめ

ドイツでは、収支報告書の中からスキャンダラスなものが見つかるということはない。不正献金などのスキャンダルは、収支報告書からではなく、ほかのルートから見つかることが多い。

世界的に見ると、国によっては、政治家に対する信頼を失って、国民も政治家はみな悪人だという意見を持つ場合も多いが、ドイツでは、まだそこまで行っていない。私の見るところ、大半の国民は政党が尽力していると思っている。政党の党員も重要で、党員はみな合法的に行うことを望んでおり、政党は党費を払っている党員を裏切るなと。ドイツでは、そのような信頼が未だにあるようだ。

石田真敏団長から、日本の政治資金収支報告書のチェックは形式的な審査であることを踏まえて「信憑性テストの具体的な内容」、「政党の地方組織の収支報告書の取扱い」、「議員個人の収支報告書の取扱い」に関して質問したのに対し、ノヴァク課長から、

・「『信憑性テスト』については、例えば、前年度と比較して資産がどう増えているのか、『収入』と『支出』はきちんとしているか、交付金額を算定するにあたり献金が正しく記載されているか、などを見ている。結局、一目で見て説得力があ

るのかどうかが信憑性ということになる。大政党は会計のプロが作業しているので間違いはほとんどないが、小政党などはボランティアなどが作業していることが多く、間違いが見つかることがよくある。ただ、それは意図的な不正というのではなく、知らないからこうなってしまったということが多い。ドイツには150～200の政党があるが、我々が本当にチェックする必要があるのは、20程度の政党であり、交付金を受ける権利のある政党となる」旨
・「議会事務局に提出されるのは、政党本部から提出される収支報告書であり、その中に州や市町村の下部組織も全て含まれている。ただし、バイエルン・キリスト教社会同盟（ＣＳＵ）は、バイエルン州でのみ活動していることから、ＣＳＵ本部の収支報告書はバイエルン州だけとなる」旨
・「ドイツには議員個人の収支報告書というものは無いため、我々はコントロールしない。収支報告書を作成する必要があるのは、政党と院内会派となる」旨
それぞれ発言があった。

平口洋議員から、「交付金の交付を受けるための政党要件」に関して質問したのに対し、ノヴァク課長から、「連邦議会選挙0.5%以上の得票があった政党、州議会選挙で１%以上の得票があった政党となる。そのどちらかで良い。州しか出ていない政党もある。具体的な算定は、400万票までは１票につき1.18ユーロ、400万票を超える部分は97セントになる。例えば、現在1番大きな得票数があったＳＰＤは約2,500万票[21]で、そのうち400万票までは1.18ユーロで、それ以上は97セントとなっている」旨の発言があった。

鳩山二郎議員から、「『自己告発』の具体的な状況と政党支持率への影響」、「小口の個人献金の状況」に関して質問したのに対し、ノヴァク課長から、
・「『自己告発』については、４つの大政党を見ると、毎週のように私のところに『自己告発』してくる。大抵は計算違いなどの大したものではなく、些細なもの。それでこのままでは仕事も増えて大変なので、近年法改正し、500ユーロ以下の少額なものは、すぐに『自己告発』しなくとも良いことにし、全部まとめて出してくれれば良いことにした。即時に教えてほしいのは500ユーロを超えるもの。我々が望んでいるのは、各政党が全体を大きく正しく見てほしいということ。『自己告発』が国民の政党支持率にどの程度影響するのか、上がるのか下がるのか、それはわからない。むしろ大スキャンダルが出たとき政党がどのような姿勢をとるかということに目が向くのではないか」旨
・「ドイツでも多くの小口の個人献金がある。このような小口の献金には税制上の優遇措置[22]が講じられており、1,650ユーロまでは、その半額にあたる820ユ

[21] ９　参考資料「（２）ドイツ関係資料・政党助成関係資料」参照。
[22] ９　参考資料「（４）米英独仏の政治資金制度」参照。

ーロが税額控除され、残りの 830 ユーロは税の算定基礎から控除される。このような措置で小口の個人献金を促進、振興している」旨
それぞれ発言があった。

落合貴之議員から「ドイツでは『支出』が重視されない理由」、「ネットにおける公開期限」に関して質問したのに対し、ノヴァク課長から、
・「『支出』が重視されない理由は、横領などのスキャンダルが歴史的に無かったから。私の 16 年間の職歴の中で、そのようなことがあったいうことは知らない。政治に携わる人達にとっては、そのようなところから問題が出てくるのは大スキャンダルであるとして、自らそのようなことにならないよう措置してくれる。ドイツでは、支出側についてはほとんど問題がない」旨
・「公開期限については、今のところルールが無い。インターネットでの公開は 20 年前から行っているが、そのままずっと公開してきた。だから 20 年前まで遡れる。何か問題があるまではこのままでいくと思うが、恐らく問題が出てくると思うので、何らかのルールができると思う。例えば、昔のものは、個人の名前や住所がそのまま記載されているが、今では住所は、住んでいる住居でなくとも連絡が取れる、郵送ができる場所であれば良いこととなった。データ保護規則[23]を重要と考える人々からするとこれは問題で、期限付きにするべきなのだと思う。書面の記録は、重要なものは連邦公文書館に送られて保存されるので、無くなってしまうこともなく、追跡できないということにはならない」旨
それぞれ発言があった。

福島伸享議員から、議会事務局において議員のための業務と政治資金の規制を行っている現状を踏まえ「議会事務局の業務の在り方」、「独立性の担保（人事など)」、そして「日本で国会内に第三者機関を作ることの是非」に関して質問したのに対し、ノヴァク課長から、
・「非常に難しい問題だが、議会事務局の組織図を見ても、我々の位置付けがどうなっているのかが分からない、ということははっきり分かる。他の組織を見ても、我々の課だけが非常に異質。というのは、議会事務局の一部でありながら、議員に対するサービスなどは全くしてない。本来ならば、議長に直属するべきもの。しかし、そのような重要な課にしてもらえなかったので、こういうところにいる。ただ、我々は議長に直接話を上げる仕事をしている。我々が決定したことが、直接議長に上がることになる。過去、議長の中には、収支報告の管理などは議長としてやるべきではないと発言された方もいた。なぜかというと、議長が何かを決定するとき、自分の党に有利になるならない、他党に有利になるならない、その度ごとに政党に釈明して回らなければならないのは非常に問題だと。その議長が

[23] ＥＵ一般データ保護規則（ＧＤＰＲ：General Data Protection Regulation)。

ある委員会で同じ発言をした際、与党も野党も、そのまま議長にやってほしいということで、議長がやることになった経緯がある。その背景には、ドイツにおいては、政党に介したナチス時代の苦い記憶があり、やはり歴史的経緯から、望まれてこういう形になっている」旨

・「独立性の担保については、我々は公務員であり、国に対する義務と、法律と正義を守る義務がある。ドイツでは、たとえ議長であっても、明らかに違法な指示があった場合には、従わないことが義務となる。これはドイツ連邦軍でも同様で、上官の違憲・違法な命令は、兵士は従わないことが義務となる。だから我々は、議長から強制されたことは一度も無い」旨

・「日本の国会に第三者委員会を作るという議論について、原則的には私は悪くないのではないかと思う。ドイツでも、ＮＧＯの講演などで聞かれるのは、会計検査院があるべきだと。しかし、忘れてはならないのは、どこにでも人がいるということ、ヒューマンファクターがあるということだ。会計検査院を見ても、事務局長がＣＤＵ/ＣＵＳ事務局長だったこともある。このように政治色というのはどこに行ってもある。それゆえ、私が言いたいのは、これなら大丈夫だというようなパーフェクトな解決策などはなく、その国にあったやり方でやっていくしかないと思う。日本にとってどういうやり方が良いのか、私から申し上げるようなことではない。ドイツでも、そういう議論はあるが、今のところ、こうした方が良いという過半数を取れるオプションが出てきているわけではない」旨

それぞれ発言があった。

（出所：ドイツ連邦議会ＨＰより「連邦議会議事堂」）

⑥　連邦内務・故郷省において説明聴取

・期　日　令和６年７月 30 日（火）

・対応者　ガブリエレ・ニーラジク連邦内務・故郷省憲法・行政法総局長、ブラウン課長代理、ポシュマン政党法担当など

・日本側　石田　真敏　団長（自民）　　鳩山　二郎　議員（自民）
　　平口　　洋　議員（自民）　　落合　貴之　議員（立憲）
　　福島　伸享　議員（有志）

（連邦内務・故郷省にて）

・概　要

（組織概要）

連邦内務・故郷省（ＢＭＩ：Bundesministerium des Innern und für Heimat）は、戦後の 1949 年に創設された。ナンシー・フェーザー（Nancy Faeser、ＳＰＤ出身）連邦内務大臣の下、その組織は警察、移民難民問題、スポーツ振興、セキュリティーなど 19 の部門及びその他の組織にわたり、約８万 5,000 人の職員（うち約５万人が連邦警察）を擁している。このうち、部門Ⅴにあたる憲法・行政法総局は、ドイツの憲法（基本法）をはじめ、選挙法、政党法などを所管している。

なお、連邦議会議員や欧州議会議員などの連邦レベルの選挙の管理・執行は、連邦内務大臣から、連邦統計局長官が連邦選挙管理委員会委員長（Bundeswahlleiterin）に任命されて行われている。

（経歴等）

ガブリエレ・ニーラジク（Gabriele Niradzik）憲法・行政法総局長は、1961 年生まれで、ドイツ西部のノルトライン＝ヴェストファーレン州の出身。ザールラント大学、ローザンヌ大学（スイス）、ベルリン自由大学（法学）を経て、ベルリ

ン州の民事・刑事事件の裁判官に任官した。その後、首席裁判官や区の裁判所長、連邦司法・消費者保護省司法局長を歴任した。2024 年６月に連邦内務・故郷省憲法・行政法総局長に就任している。

（説明聴取の概要）

ニーラジク連邦内務・故郷省憲法・行政法総局長、ポシュマン政党法担当などから説明を受け、質疑を行った。

その主な内容は、議員経費の状況・議員個人の収支報告・各政党の相違等に関すること、公益法人からの寄附を禁止している理由に関すること、議員個人よりも政党を厳しく監視する理由・議員個人の選挙資金の状況に関すること、ドイツにおける 1980 年代のスキャンダルに関すること、法改正における内務省の役割・内務省でなく議会でチェックすることとした経緯に関すること、などであった。

■ニーラジク憲法・行政法総局長の説明概要

●政党の資金調達と連邦内務・故郷省について

政党の資金調達については、基本法（第 21 条）に規定があり、それに基づいて政党法に具体的に規定されている。政党法は、連邦議会とともに、我々内務・故郷省がリードして政党法に手を加え、例えばデジタル化への対応・必要な資金の手当てなど、時勢に合った形に変えてきている。

●連邦憲法裁判所判決（７月 30 日）について

本日は、本来対応するべき主要な担当者は、カールスルーエの連邦憲法裁判所に行っており、そこで選挙法に関する非常に大きな判決・決定[24]が下ったところ。

[24] 「本日下された判決で、連邦憲法裁判所は、改正選挙法の手続きは、基本法と整合性あると裁定した。しかし、選挙法に定める５％阻止条項については、基本法に違反している。新しい規定が採択されるまで一定の条件で引き続き適用される」とした。（ドイツ連邦憲法裁判所ＨＰ　2024 年７月 30 日プレスリリースＮｏ64）

これは 2023 年の選挙法改正で導入された手続についての裁判であり、連邦憲法裁判所は、「基本的にこの改正手続きと基本法は両立する。違憲ではないが、部分的に正しくないところがあるので直すように」との判決を下したところだ。具体的には、連邦議会議員の定数は 630 人だが、それが選挙法の規定に従って年を経るごとに増えてきたので、これを改正しようとしたもの。我々は、今回の判決に非常に満足している。これで 2025 年予定されている連邦議会議員選挙[25]は、無事にうまくいくものと思う。

■ポシュマン政党法担当の説明概要

●政党助成の特徴

政党は、国民から構成される団体であり、その資金調達は基本的に自助で集めなければならない。ただし、基本法及び政党法に規定される政党に課せられた課題に取り組むには非常にお金がかかることから、政党が社会に資する存在[26]である観点から公的な助成が交付される仕組みとなっている。

政党への助成に関する規則には、本来は自助で集めるべき点と、政党に国費から交付される交付金があるという点の２つの対立する領域が反映されている。そして政党は、それをどう受け取ったのかについて収支報告書を提出する義務がある。交付金の算定は、政党がどれだけ社会に根付いているのかの度合いに応じて算定され、具体的には、連邦議会選挙・欧州議会選挙、州議会選挙での得票数と、自助により集めた収入（寄附、党費、公職者分担金）に基づいて算定される。具体的には、２つの上限があり、①相対的上限（政党の自助による収入額を超える交付は受けてはならない）、②絶対的上限（各政党へ交付する交付金の総額）が決められている。これにより、各政党への実際の交付額は、１票当たりの金額や、寄附１ユーロ当たりの配分額を計算してそのまま交付されるのではなく、②絶対的上限に合わせて比例的に減額[27]された金額が交付されることとなる。

●政党法の報告義務等と議会の役割

政党への助成に関する所管は、最終的には連邦議会議長となる。これは、算定を行う権限のある者が、政治的に中立であるべきとの考えによる。また、議長は、議長に提出された収支報告書が正確であるかどうか審査する責任を負う。審査の結果、不正確な記載が見つかった場合には、政党法に基づいて制裁を科すことも

[25] 第 21 回連邦議会議員選挙は、2025 年連邦議会議員選挙に関する大統領命令（８月 23 日付）により、2025 年９月 28 日に実施される。（ドイツ連邦選挙管理委員会ＨＰ）

[26] 連邦憲法裁判所の判決（1992 年）では、国家が政党に助成する義務はないものの、これを妨げるものではないとする見解が示された。これを受けて法改正され、従来は選挙運動費用の払戻（事後精算）の形で公的な助成が行われてきたところ、政党に対する恒久的な公的助成制度に変更された経緯がある旨説明されている。

[27] 絶対的上限を引き上げるため、2018 年に法改正が行われたが、同改正法は、2023 年に連邦憲法裁判所により引上げの根拠が十分ではないとして違憲無効とされた。翌 2024 年に再度法改正が行われ、2018 年の上限額が約１億 8,470 万ユーロに引上げられるとともに、その後の上限額は、前年の物価指数の上昇に合わせて引き上げられることとなった。引上げの根拠は、デジタル化に伴う政党活動のコスト増などとされた旨説明されている。

議長の仕事となる。ドイツでも 1980 年代など過去にスキャンダルが実際にあった。

また、各政党には、基本法[28]により、収支の説明義務が課せられている。政党法では、毎年収支報告書を提出しなければならないとされている。この義務付けの趣旨は、政党の政治的な意思決定プロセスを透明化し、どのような団体や個人が資金提供を通じて政党に影響を及ぼそうとしているのか、有権者に明らかにすることである。500 ユーロを超える高額の献金の場合は、政党は寄附者を特定しなければならない。また、暦年で１万ユーロを超える同一者からの寄附の場合には収支報告書に記載しなければならない。2024 年の政党法改正では、３万 5,000 ユーロを超える献金があった場合、遅滞なく連邦議会議長に報告することとされた。

このような報告を受けた連邦議会議長は、速やかに連邦議会刊行物として公表することとなっており、インターネットでも閲覧できる。

政党法には、献金受領の禁止に関する項目があり、例えば、公法上の団体、議会の院内会派、議会グループなどからの献金は禁止されている。外国人からの献金は、1,000 ユーロを超えるものが禁止となる。1,000 ユーロ以下であれば外国人も寄附できる。この場合、ＥＵ各国も外国の扱いとなる。

石田真敏団長から、「議員個人の経費はどのようになっているのか」、「議員個人の寄附金収入はどのような状況か」、「各政党の成り立ち・経緯」に関して質問したのに対し、ニーラジク憲法・行政法総局長から、

・「議員の経費の所管は連邦議会となるため、私は門外漢であるが、知っている限りでは、ベルリンに居る場合、公用車の提供、オフィスの提供（連邦ハウス）、秘書の雇用、地方事務所、鉄道（Bahn Card で乗り放題）などの支援がある」旨

・「ドイツでは、大抵、若い段階から政党に入り経験を積むという者が多い。そのうち優秀であれば政党の比例代表者リストに載り、議員となるのが一般的だ。そういう意味では政党が自分の故郷と言える。自分の地元の有権者に会って政党のアピールをする。また、議員個人が資金を受けたとしても、全て政党に渡すこととなる。自分の活動には使うことはできない。議員個人の政治活動に必要な費用は政党が負担することとなる」旨

・「ドイツの政党は、１番古いＳＰＤは 1891 年の創設だったと思う。１番新しい政党は昨年作られている。両者は 100 年以上も違いがある。確かに昔は政党に対する固定層、例えば、ＳＰＤであれば労働組合やブルーカラー、ＣＤＵな

[28] 基本法（Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland）
第 21 条第１項「政党は、国民政治的意思形成に協力する。その設立は自由である。政党の内部秩序は、民主主義の諸原則に適合していなければならない。政党は、その資金の出所及び使途について、並びにその財産について、公的に報告しなければならない。」

ら保守系の人などがあったが、今では全くそんなことはない。１人の人気のある候補者がたくさん票を得る小選挙区的な傾向が、とりわけ地方で見られる事実がある。おそらくドイツの政治の在り方というのは、自分の政党の旗をもってアピールし、自分の党を大きくするぞというつもりでやっている。議員がよく口にするのだが、我が党は何人党員がいるということが非常に重要だと思う」旨
それぞれ発言があった。

平口洋議員から、「公益法人からの寄附を禁止している理由」に関して質問したのに対し、ポシュマン政党法担当から、「公益法人は、正確には公法上の団体といった方が良いと思うが、例えば国家機関なども入る。公的な資金を得ている団体から、政党が寄附を受けることになると、政党助成に加えて公的な資金が入ることとなるわけで、非常に不透明になる。そもそもそのような団体は中立でなければならず、団体そのものが政治的あってはならない」旨の発言があった。

鳩山二郎議員から、「ドイツでは政治家個人よりも政党の資金の流れを厳しく監視しているのか」、日本の国会議員と比べ「ドイツでは議員活動にはお金がかからないのか」に関して質問したのに対し、ニーラジク憲法・行政法総局長及びポシュマン政党法担当から
・「ドイツでは議員個人よりも、政党の資金を監視しているのかというのは、そのとおりである。ドイツで議員個人の資金について問題とされる場合というのは、議員報酬（歳費）を引き上げるような場合に議論となる」旨
・「恐らくドイツのシステムというのは、議員から大きく受け入れられているのだと思う。議員報酬、秘書給与、事務所費用など皆同じように支援が得られ、それで十分と思っているように見える。私が見るところ、そのようなコンセンサスがあるようだ」旨
それぞれ発言があった。

落合貴之議員から、「ドイツにおける 1980 年代の政治スキャンダル」に関して質問したのに対し、ポシュマン政党法担当から、「フリック事件というのあって、フリック社という非常に大きな企業が、何年にも渡って当時の大きな政党、ＣＤＵ、ＳＰＤ、ＦＤＰに裏金の形で献金していた、収支報告書に書かれない形で献金されていた、という事件である」旨の発言があった。

福島伸享議員から、「法改正における内務省の役割・関わり方」、「政治資金の監視を行政にやらせるべきとする議論」、「政治財団と政党に関する議論」に関

して質問したのに対し、ニーラジク憲法・行政法総局長及びポシュマン政党法担当から、
・「ドイツでも、選挙法や政党法など、議員に関することは自分たちで決めたいということはある。我々内務省の役割は、法律化するにあたって法技術の側面からお手伝いするということである」旨
・「なぜ政治資金の監視が、行政ではなく議会かといえば、やはり政治的により中立だとの認識からである。行政はやはり政治色が強く、大臣がいるとしても政党に所属している。また、例えば第三者機関などに外部委託しては、という議論もあったが、それでも内務省などから委託を受けて、資金も内務省から出るような形になる。歴史的には議論のあったところだが、今では政治的に話題になることはない」旨
・「政治財団[29]については、誰が資金配分を決めるのかということが最近非常に大きな議論になり、最終的には連邦憲法裁判所の判決を受けて、政治財団は国庫からの資金を受けても良い、そしてその交付の配分を決めるのは内務省ということになった。なぜ政党が議会で政治財団が内務省になったかといえば、それは政党の方がはるかに重要な存在だからである。政党が無ければ、政治財団は生きていけないが、政治財団が無くとも政党は生きていける。社会にとっての重みが全然違う」旨
それぞれ発言があった。

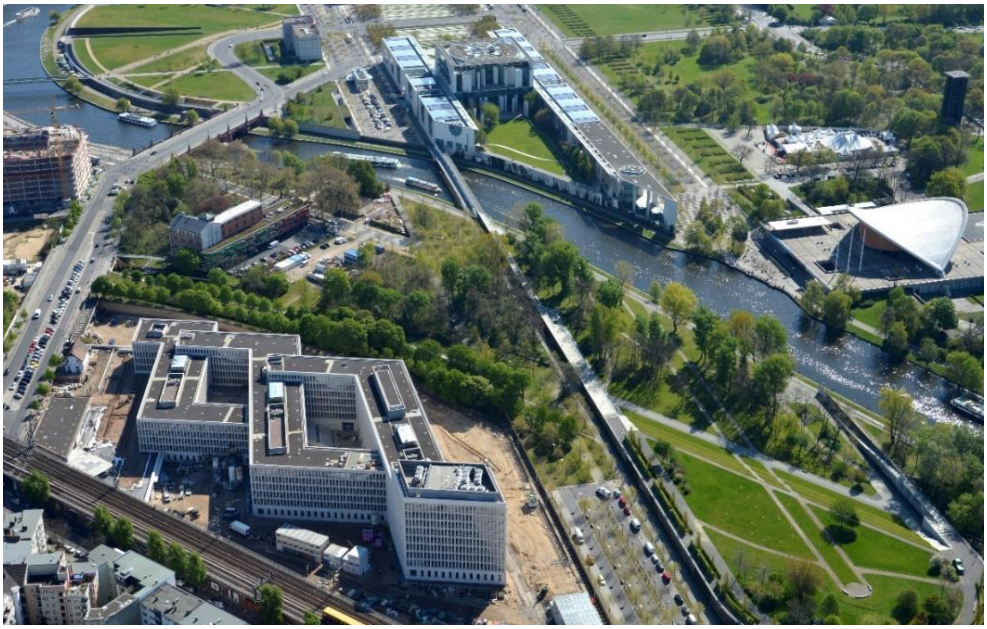

（出所：連邦内務・故郷省ＨＰより。左下：連邦内務・故郷省、中央上：連邦首相府）

[29] 「政治財団に対する連邦予算からの助成に関する法律」（Gesetz zur Finanzierung politischer Stiftungen aus dem Bundeshaushalt）では、１政党１財団で、自由と民主主義を擁護すること等を要件としており、反憲法的な思想が疑われる場合は交付されない。このためＡｆＤ系の政治財団（デジデリウス・エラスムス財団）が事実上排除されている。

⑦　コース　ロイファナ大学政治学研究所教授との意見交換

・期　日　令和６年７月 31 日（水）

・対応者　ミヒャエル・コース　ロイファナ大学政治学研究所教授

・日本側　石田　真敏　団長（自民）　　鳩山　二郎　議員（自民）
　　平口　　洋　議員（自民）　　落合　貴之　議員（立憲）
　　福島　伸享　議員（有志）

・概　要

（経歴等）

ミヒャエル・コース（Michael Koß）ロイファナ大学政治学研究所教授は、1980 年生まれ。ゲッティンゲン大学（政治学、法学など）を卒業後、同大学などの助手を経て、同大学で博士号を取得している。その後、パリ政治学院、ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン、ハーバード大学など各国での研究員を経て、2019 年からロイファナ大学政治学研究所教授（独・ＥＵの政治制度）を務めている。

同氏は、政治制度の専門家として、メディアへの寄稿・出演など大学外でも活躍している。

（意見交換の概要）

意見交換は、まずコース教授からドイツ民主主義の大原則についての説明があり、その後議員団からの質問にコース教授が答える形で進められた。

その主な内容は、政党中心の政治とボトムアップによる意見の反映に関すること、最近のＳＮＳの発達が単独イシューによる小政党化をもたらすという世界的な風潮に関すること、ドイツの選挙制度と候補者の選定に関すること、主権者教育と政治財団の役割に関すること、政党中心の政治や連立政権の政治的妥協がポピュリスト政党への国民の支持をもたらしている可能性に関すること、などであった。

■コース教授の説明概要

●ドイツ民主主義の大原則について

ドイツでは、第一次世界大戦と第二次世界大戦の間にあったヴァイマル共和国（ワイマール共和国）がなぜ失敗したかという反省があり、そこから教訓を得ながら発展してきた。つまり政党が小さく分断されすぎた結果まずいことになった。このため、小さな政党が乱立しないようにということで、政党がまず前面に出される、何よりもまず政党中心の政治であるという大原則がある。言わば政党至上主義でもってドイツの政党政治が成り立っている。

これは基本法[30]（憲法）にも謳われていることであり、これを踏まえて政党を国が優遇（政党助成の交付[31]）し、政党政治を担保した上で、政党が所属議員等に配分する形になっている。

石田真敏団長から、日本において地域の支援者などからの様々な要望をボトムアップ的に議論し政策にまとめていく例を踏まえて、ドイツにおける「政党中心の政治とボトムアップによる政策反映の状況」、「最近のＳＮＳの発達が、単独イシューによる小政党化をもたらすという世界的な風潮に対する見方」に関して質問したのに対し、コース教授から、

・「確かにドイツではボトムアップのところが少し弱いという問題がある。しかし、私の中で良い代替案が思い当たらない。私は、もっと現行制度内で改正の余地があるのではないかと思う。例えば、ドイツは連邦制を採っているが、もっと連邦政府から州政府に権限移譲していけば、もっと地元に即した政策ができるのではないか。また、関連して言えば、連邦憲法裁判所について、今のなんでも口を出す、どんな法律でも合憲か違憲か審査するのではなく、もう少し抑制していく方が良いのではないか」旨

・「私も非常に大きな問題だと思う。妥協が非常に必要なのが政治だと私は思うが、単独イシューの政党では妥協しようと思っても難しい。ＳＮＳについては、ＳＮＳがあるから今の状況になったとは思わない。ＳＮＳが原因ではない。時代がこういう形になってきたところにＳＮＳがあって、これが表現のツールとして非常にうまく使われるようなったということだと思う」旨

・「小政党に関連してドイツでは５％阻止条項[32]があるというのは、私は非常に良いことだと思っており、意味のある事だと思う。ドイツでも５％という数字がど

---

[30] 基本法（Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland）
第 21 条第１項「政党は、国民政治的意思形成に協力する。その設立は自由である。政党の内部秩序は、民主主義の諸原則に適合していなければならない。政党は、その資金の出所及び使途について、並びにその財産について、公的に報告しなければならない。」
同条第５項「詳細は、連邦法律で定める。」

[31] ９　参考資料「（４）米英独仏の政治資金制度」参照。
「政党に関する法律（政党法）（Gesetz über die politischen Parteien(Parteiengesetz)）」第 18 条に基づいて国から交付金が交付されている。

[32] ９　参考資料「（２）ドイツ関係資料・選挙制度」参照。

うかという議論はされているが、私は５％にしたというのは、かなり良い判断、非常に妥当な判断という気がする。10％はちょっと高すぎると思うし、３％ではうまくいかなくなると感じている」旨
それぞれ発言があった。

平口洋議員から「比例代表制における候補者の選定」に関して質問したのに対し、コース教授から、「ドイツでは、選挙は比例が重要となる。新しい規則による効果の話となるが、ある政党がある州で、小選挙区で 50％の得票を得てトップとなり、メイン票と呼ばれる政党票（第２票[33]）を 25％とったとする。昔の規則では、50％を取った候補者たちは、全員連邦議会の議員となれたが、新しい規則では、政党票 25％しか議員になれない。50％のうちだれが議員になれるかは、各候補者を得票率順に並べて上位 25％ということになる。ということで、個人が重要なのではなく政党が重要である」旨の発言があった。

鳩山二郎議員から、ドイツの選挙動向について「小選挙区と比例区における政党の選択」に関して質問したのに対し、コース教授から、
・「ここ 30 年程の政党政治の状況を見ると、政党に所属せずに連邦議会議員になった者はたった１人だけである。逆に言うと、政党への帰属とどこの政党に票を入れるのか、そして誰を選ぶのかというのは、かなりの部分で一致していると言える」旨
・「小選挙区を残しておく意味は大いにある。小選挙区から選ばれる議員は、市民と非常に近いところにある。選挙の熾烈な争いの中で、パーセンテージを多くとるためここで頑張るということになる。非常に意義のあることである」旨
それぞれ発言があった。

落合貴之議員から、ヴァイマル共和国の反省を踏まえた「主権者教育、政治教育のポイント、それに関連した政治財団の役割」に関して質問したのに対し、コース教授から、
・「少々難しい質問である。一般的に言えばドイツでこの措置をとってこれを重要と考えて何をやったから良い民主主義ができた、というような簡単な因果関係というのは、私も得ることがなかなかできない。日本の方々におわかりいただけると思うが、経済復興させることによって、民主主義もその後きちんと復興するのだ、そういうことだったと思う」旨
・「政治の形、在り方を非常に大きく変えたのが政党資金調達の仕方・制度である。1949 年にドイツ連邦共和国が成立した当時、既にＣＤＵは専ら企業からの献金で活動する、ＳＰＤは党費で活動するという形が出来上がっていた。企業が献

[33] ９　参考資料「（２）ドイツ関係資料・選挙制度」参照。

金するというのは、具体的な目的を持ってする献金とくっついていたわけだが、それが抜本的に変わったのが 1966 年の法改正である。これによってＣＤＵも、大口献金する企業などから自由になれた。その上今度は、自分たちで資金繰りをしなければならない、党員も必要である、党員向けの自分たちの政策にきちんと目を向けられるような状況ができた。ドイツでは長らく、中道のところで、少し左のＳＰＤと少し右のＣＤＵという二大市民政党がドイツを支えて動かしてきた。その形が確立するのに政党の資金調達方法が重要であった」旨

・「ドイツだけで見ると私の優先順位は非常に低いが、少しは役に立っているかもしれないのが、政治財団[34]の存在である。自分達の政治的な理念を広めるためにいろいろなイベントや教育活動などをしている。ただ、年間７億ユーロも公費を投資する価値があるのか、私は自問自答している。政党の外国活動を支援する、副次的な外交施策というふうに呼ばれることもある」旨

それぞれ発言があった。

福島伸享議員から、「政党中心の政治、連立政権の政治的妥協がポピュリスト政党への国民の支持、躍進をもたらしている可能性」に関して質問したのに対し、コース教授から、

・「いくつかの要因があって、大変複雑な問題なので、いくつか考えるところを言えば、ドイツの政党至上主義、政党優位主義は非常に素晴らしいものだと思う。政党間で妥協しながら政策を考えていくという非常に重要な民主主義のプロセスが、政党制であればできる。連邦制を採るドイツのような国には必須の在り方だと思う。確かに問題はある。政党優位主義があるために、ＡｆＤを助長しているようなところがある。しかし、私がどのようなオプションがあるかと考えた場合、政党優位主義以外のオプションはないと思う。ドイツでも例えば、直接民主制にしてはどうかなど様々な声はある。しかし、ドイツには連邦制があり、政治の決めたことに言わば拒否権が発動できる連邦憲法裁判所がある。それによって守られているこの制度が無くなるということは、政党間で意思形成しながら妥協しながらやっていく連邦制における民主主義が守られなくなる可能性があるので、私は反対である」旨

・「日本が小選挙区制を導入して二大政党制を作り出そうとしたことについて、私は二大政党制というのは、何か法律を変えたからできる、というものではないと思う。経験上、学術研究分野で研究が進んでわかっていることだが、小さな政党がたくさんあり、そこで比例制度ができて進んでいき二大政党になる形、ある

---

[34] 「ドイツ⑥連邦内務・故郷省において説明聴取」参照。
政治財団の活動事例としては、例えばコンラート・アデナウアー財団（Konrad-Adenauer-Stiftung）の東京事務所ＨＰ（日本語版）によると、同財団は「ドイツ連邦共和国の政党「キリスト教民主同盟」と繋がりのあるドイツの政治団体です。」「世界に 107 もの事務所を持ち、120 以上のプロジェクトを行っています。私たちは、独自の手法で、法治国家の振興、民主主義、社会的市場経済の普及に貢献します。平和と自由を促進するために、私たちは、国また国際レベルでの継続的な政治対話や、異なる文化・宗教間の対話を促進します。」などとしている。

いは、小さな政党がたくさんあって、それらが自主的に一緒になっていき二大政党になる形、というのはあるが、一つの法律でそうなってきた例は無いと認識している。ドイツでも、戦後小選挙区についての議論があり、導入したがうまくいかなかった。それで今のところ、二大政党制ではなく、小政党（0.5）を加えた 2.5 政党政治でかなり長くやってきた。その国でしかあり得ないというような状況が根本的にはある。システムを変えればこうなる、というようなものではないため、なかなか議論をするのは難しい」旨
それぞれ発言があった。

（２）英国

① 在英国日本国大使館林肇大使からの概況説明

・期　日　令和６年７月 31 日（水）

・対応者　林肇大使

・日本側　石田　真敏　団長（自民）　鳩山　二郎　議員（自民）
平口　　洋　議員（自民）　落合　貴之　議員（立憲）
福島　伸享　議員（有志）

・概　要

林肇大使から、英国の概況、前リシ・スナク（Rishi Sunak）保守党政権末期から下院議会の解散・７月の下院議会議員総選挙・キア・スターマー（Keir Starmer）労働党新政権の発足に至る政治動向、下院議会総選挙結果と新興政治勢力の動向、新政権の概要、経済状況、対アジア外交、日英関係の状況などについて説明があった。

議員団から、前スナク保守党政権に対する世論の動向、保守党・労働党の２大政党による選挙戦の状況、英国改革党（リフォームＵＫ）[35]などの新たな政治勢力の動向、スターマー労働党新政権への政権交代に対する世論の状況、新政権発足による今後の日英関係・日系企業への影響、日英関係における連携状況等について発言があった。

---

[35] リフォームＵＫ（Ｒｅｆｏｒｍ ＵＫ）。「右派ポピュリスト政党」などと報じている例がある（日経　2024 年７月５日など）。

② クラーク元保守党下院議員との意見交換

・期　日　令和６年８月１日（木）

・対応者　グレッグ・クラーク元保守党下院議員

・日本側　石田　真敏　団長（自民）　　鳩山　二郎　議員（自民）
　　平口　　洋　議員（自民）　　落合　貴之　議員（立憲）
　　福島　伸享　議員（有志）

（クラーク元保守党下院議員）

・概　要

（経歴等）

グレッグ・クラーク（Greg Clark）元保守党下院議員は、1967 年、イングランド北部のミドルズブラで生まれた。ケンブリッジ大学で経済学修士、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスで経済学博士を取得後、民間企業を経て、2005 年にケント州タンブリッジウェルズ選挙区で初当選して以降、保守党議員として当選を重ねるとともに、2011 年の地域社会・自治・ビジネス・技能閣外大臣をはじめとして、金融担当大臣（財務閣外大臣）、内閣府担当閣外大臣（都市及び憲法担当）などを経て、2015 年に地域社会・自治大臣、2016 年にビジネス・エネルギー・産業戦略大臣、2022 年には対日貿易特使に任命されるなど数々の要職を歴任するとともに、度々来日[36]している。これらの活動をする中で、2022 年から英日議連会長を務めるなど知日派としても知られている。

2024 年７月に行われた下院議会議員総選挙には、自発的に出馬しないことを

[36] 2024 年５月のスナク首相による解散表明の際は、対日貿易特使として来日中で、議会閉会に間に合うように急いで帰国した旨説明している。

決めたとしている。なお、クラーク元議員は、与党保守党が惨敗し野党労働党が単独過半数を占めた７月の下院議会議員総選挙結果及び新政権について、選挙結果は驚くものではなく、保守党政権が 14 年間続いて、そろそろ変化の時期ではないかとの機運が国民にあった旨、また、新政権については、新政権のメンバーは野党時代にかなり慎重に行動してきたため、結構良いスタートをしたのではないかと考えている旨、議会は労働党が単独過半数を占めていることから、これから５年間は英国政治が安定期に入る可能性がある旨述べている。

（意見交換の概要）

意見交換は、議員団からの質問にクラーク元議員が答える形で進められた。

その主な内容は、議員経費の状況と政治活動に関すること、小選挙区制の是非に関すること、政党に対する公的助成や寄附（個人献金、企業献金）に関すること、引退理由に関すること、保守党の支持が低下する一方で労働党の支持が上昇した理由に関すること、少数政党の躍進が英国政治に与える影響に関すること、などであった。

石田真敏団長から、「個人献金や企業献金に対する英国世論の見方」、日本の調査研究広報滞在費（旧文通費）などを例に「国会議員に支払われる交通費、宿泊費、日当などの議員活動支援システムの状況[37]」、地元における活動と小選挙区制の是非について「毎週地元に帰って選挙民と会うことができることが良さである一方、選挙結果によっては急激な政権交代が起こること」、「小政党の躍進とＳＮＳへの対応」に関して質問したのに対し、クラーク元議員から、

・「一般に英国でも、個人献金は善、企業献金は悪という見方は日本と同様だと思う。14 年続いた保守党政権でも、上場企業が献金したことはないと思う。ただ、企業の関わり方としては、時によってではあるが、会計企業やコンサルタント会社などが、出向社員として政党本部に出すという例があったようだ。その場合でも企業は、本当に善意できちんとやっており、保守党・労働党の両方に出すようだ」旨

・「議員に支払われる経費は議会から出る。例えば、北アイルランド選出の議員であれば、ロンドンにおける宿舎費、選挙区の事務所活動費、スタッフの人件費などが出る。交通費は実費で出る」旨

・「下院は金曜に大体会議がない。このため金曜は議員のところは「Surgery[38]」と呼ばれ、こういう問題があるから何とかしてくれなどと様々な選挙民などが来る。小選挙区制の良いところはまさにこういうところ。小選挙区であれば、地元の選挙民は、誰が議員であるかわかっていて、直接関係が持つことができる。ま

[37] ９　参考資料「（５）国会議員の活動費用に対する公費支援」参照。

[38] 日本語への通常訳では手術や外科治療を指す。特に英国では診療所や治療室などの意味でも用いられている。

た、小選挙区制は大変強力で安定した政権・制度を作ることができる。主に２つの政党がどちらかが勝って政権をとる。しかし、この２つの政党は大変敵対的で政党間で妥協していこうという形ではなく、二極制の形になる」旨
・「小選挙区では、一般的に少数政党が議席を得るのは難しい。英国でも、割合としてはまだまだ少ないが、２大政党の代替と言う意味で得票を得たのではないか。例えば今回の総選挙では、イスラエルのガザ攻撃に関連して、従来労働党と関係の良かったイスラム系が多い親パレスチナ派の人が多いところで、別の人に票が入ったというのがある[39]。数は少ないが、ソーシャルメディアＳＮＳは、シングルイシュー、ガザだけ、１つの言葉だけで大々的にキャンペーンをすることが出来る。今後この傾向は進むのではないか」旨
それぞれ発言があった。

平口洋議員から、「政党に対する公的助成」、「個人及び企業献金の状況」「外国人・外国企業の献金状況」に関して質問したのに対し、クラーク元議員から、
・「野党には、政党本部の管理維持や政策開発に関するコストとして支出される。ほとんどの公的支援は野党向けであり、つまり不利な立場というのを何とか補完しようという考えから出される。例えば、2015 年当時、野党だった労働党には、600 万ポンド、政権をとった今なら 100 万ポンドとなる」旨
・「献金の状況は政党により異なるが、保守党は、伝統的に個人献金よりも企業献金の方が多い。英国では上場企業が政治献金をすることはあまり無いため、政治献金をするのは主に非上場企業である。つまり中小企業なので、個人献金とそんなに差がない。労働党は、圧倒的に労働組合からとなる」旨
・「献金をすることが出来るのは、英国に投票権のある者であり、外国人はできない。企業の場合は、英国に登録しかつ事業活動をしている企業ができる。英国に籍があるだけのペーパーカンパニーはできない」旨
それぞれ発言があった。

鳩山二郎議員から、「まだ若いのに政界を引退された理由」に関して質問したのに対し、クラーク元議員から、「理由は２つあり、１つは、下院議員として約 20 年、うち大臣として９年活動したことや、与党だった保守党が下野し、野党になることが想定されたこと」など理由として、出馬しなかった旨の発言があった。

落合貴之議員から、「保守党の支持が次第に低下する一方で、労働党の支持が上昇した理由」に関して質問したのに対し、クラーク元議員から、
・「英国のシステムでは、国民はだんだんと与党に対し不満が出てくるため、このあたりで変えた方が良いのではないかとの機運が国民の中から出てきたこと、14

39 ＢＢＣ Ｎｅｗｓ日本語版　2024 年７月 14 日など

年間続いた保守党政権の中でも終わりの３年間[40]はかなり混乱し、特にトラス政権などは 40 日政権として有名だが、トラス首相の発言を巡って金融業界が混乱し、トラス首相が退陣[41]せざるをえなくなったことなどが積み重なり、国民の信頼が損なわれたことなどが考えられる」旨
・「しかし面白いことに、あれだけ圧倒的多数で政権交代したにしては、国民の新政権に対する熱意、情熱といったものが、もう一つ高くない。すごくうれしい、ポジティブみたいな雰囲気がない。無所属議員も増えたし、小政党が躍進したことで、労働党も議席を失ったところもある」旨
それぞれ発言があった。

福島伸享議員から、「今回の下院議会議員総選挙や独仏の選挙の結果を踏まえて、無所属や小政党の躍進が英国政界に与える影響」、「ポピュリスト政党の躍進により穏健な保守が政治的多数を得ることが出来なくなる可能性」に関して質問したのに対し、クラーク元議員から、
・「英国でも、英国改革党（リフォームＵＫ）は１議席から５議席とかなり躍進した。リフォームＵＫは政権政党の保守党への批判の受け皿となり、結果としては大きな影響を与えた。リフォームＵＫに関しては保守党内でも議論が起こっており、あそこに投票した人たちを統合しよう、中に入れようではないか、と。しかし、このような議論は、分析として正しくない、間違っていると私は思う。そのようなことになれば、中道的なセンターラインの人たちが保守党から離れるだろう。ポピュリスト政党と一緒になるということになったら、私のようなセンターラインの人は、保守党を去ることになる」旨
・「英国を歴史的に見ると、日本の自民党ほどではないが、労働党よりも保守党の政権の方が圧倒的に長い。それゆえ保守党は、辛抱し、一生懸命、まじめにコツコツ、楽観的な考えも捨てないようにして、能力のある、そして分別のある政党になったら、また政権獲得は可能だと思う。きちんと分別のある政党であることができれば」旨
それぞれ発言があった。

---

[40] ボリス・ジョンソン（Boris Johnson）政権（第２次：2019 年 12 月 13 日～2022 年９月６日）
リズ・トラス（Liz Truss）政権（2022 年９月６日～10 月 25 日）
リシ・スナク（Rishi Sunak）政権（2022 年 10 月 25 日～2024 年７月５日）
[41] トラス首相は 2022 年９月 23 日に「ミニ・バジェット」と呼ばれる大規模減税策を発表。しかしその財源などへの懸念から、通貨ポンドと国債が急落した。（ブルームバーグ　2022 年９月 23 日など）

③　現地邦人との懇談会

・期　日　令和６年８月１日（木）

・対応者　太田　　仁（在英日本商工会議所事務総長）
　　加藤　修一（伊藤忠商事株式会社執行役員　欧州・ＣＩＳ総支配人、
　　（兼）伊藤忠欧州会社社長）
　　大竹　　純（日本航空株式会社欧州・中東・アフリカ地区支配人、
　　（兼）ロンドン支店長）
　　三反園哲治（日経ヨーロッパ社社長）
　　森川　　浩（東芝欧州社社長）

・日本側　石田　真敏　団長（自民）　　鳩山　二郎　議員（自民）
　　平口　　洋　議員（自民）　　落合　貴之　議員（立憲）
　　福島　伸享　議員（有志）

・概　要

現地邦人出席者から、それぞれの業務概要や近況、現地企業の外国人関係者との関わり方、現地で活動する苦労、現地邦人として実感している景気動向、邦人関係者との交流、現地政界の印象や期待など、現地邦人出席者が日ごろ現地で活動する中で感じている忌憚のない意見・発言があった。

議員団から、現地邦人出席者が現地で活動していく上で経験した苦労、現地政界に対する印象や世論の動向、新政権に対する現地世論の支持の状況、リフォームＵＫなどの新興政治勢力に対する現地住民の反応、日英関係に関する景気実感、新政権の政策が事業活動に及ぼす影響の有無など、現地でなければ実感することのできない実情を伺う発言があった。

④　選挙委員会において説明聴取

・期　日　令和６年８月１日（木）

・対応者　ジョン・フランクス　コンプライアンス・透明化担当マネージャー、アーロン・ボウォーター政策担当マネージャー、ジェームズ・クリーバー上級政策顧問など

・日本側　石田　真敏　団長（自民）　　鳩山　二郎　議員（自民）
平口　　洋　議員（自民）　　落合　貴之　議員（立憲）
福島　伸享　議員（有志）

（選挙委員会にて。左からフランクス氏、ボウォーター氏、クリーバー氏）

・概　要

（組織の概要）

選挙委員会（The Electoral Commission）は、2000 年に設立された。それ以前は公職者に対する資金の規制はあったものの、政党に対する規制はなかった。1990 年代以降に外国からの不正献金疑惑[42]など様々なスキャンダルがあり、トニー・ブレア（Tony Blair）労働党政権の下で政党に対する資金を規制することとされ、2000 年にいわゆるＰＰＥＲ法[43]が超党派の支持を得て制定された。選挙委員会はこのＰＰＥＲ法に規定[44]されている。

---

[42] 外国からの不正献金の事例としては、閣僚と中東王族との『黒い交際』問題（1995 年）、香港のビジネスマンによるもの、旧ユーゴスラビアからのものなどがあり、また、国内事例では、自動車のＦ１レースにおけるタバコ広告規制を巡る金銭スキャンダル（1997 年）などがある。

[43] 「2000 年政党、選挙及びレファレンダム法」（ＰＰＥＲ法）（Political Parties, Elections and Referendums Act 2000）。

[44] ＰＰＥＲ法の「第１部　選挙管理員会」において、第１条　選挙委員会の設立、第３条　委員及び委員長の任命、第５条　選挙に関する報告、第７条　選挙法の改正に関する諮問、第 10 条　アドバイスや援助の提供、第 12 条　政策開発補助金などの規定が設けられている。

選挙委員会は、政府から独立した組織とされ、国王の任命による 10 人の委員（うち１人は委員長[45]）、その下に設置された委員会を補佐する事務局などで組織されている。10 人の委員の内、６人が独立系（Independent）、４人が政党指名とされ、独立系の６人は公務員、地方自治体及び議会関係者、ＮＰＯなどの出身者となっており、政党指名の４人は議員数の多い３政党から各１名ずつ、小政党から１名であり、元議員などとなっている。これらの 10 人の委員の選任は、下院議長の下で議員により組織された下院議長委員会において審査・監督され、議会の承認を経て国王に任命される。

10 人の委員は、大きな戦略的な方向性を決めるとともに、補佐機関のＣＥＯ事務局長を選任している。また、下院議会選挙等の後に、今後５年間の活動方針をまとめた計画書を作成し、議会の承認を得ることとされている。事務局には約 180 人の職員が在籍し、主にロンドンで業務を行うほかに、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドなどにも関係施設が所在[46]している。

（経歴等）

ジョン・フランクス（John Franks）コンプライアンス・透明化担当マネージャーは、政治資金（寄附、貸付、選挙支出、年次会計）に関する法令順守の監視を担当している。また、政党、選挙運動組織、その他の団体の法定財務情報の公表を監督するとともに、適格政党に対する政策立案補助金の監督を行っている。

アーロン・ボウォーター（Aaron Bowater）政策担当マネージャーは、主に政治資金と選挙資金に関する問題を担当し、英国の政治資金制度の透明化の向上に取り組んでいる。また、選挙のデジタル化に関する政策を主導し、学識者やソーシャルメディアとも関係を持ちつつ、政治主体がどのようにオンラインの選挙運動を行っているのかを調査している。

ジェームズ・クリーバー（James Cleaver）上級政策顧問は、政治資金制度の透明化の向上を図る方法を研究するとともに、関係する他の規制当局と連携して生成ＡＩの活用などの選挙のデジタル化に関する問題に取り組んでいる。

（説明聴取の概要）

フランクス コンプライアンス・透明化担当マネージャー、ボウォーター政策担当マネージャー、クリーバー上級政策顧問などから説明を受け、質疑を行った。

その主な内容は、最近の生成ＡＩ・チャットＧＰＴなどのデジタル技術の進展と選挙の在り方に関すること、企業献金の公表の在り方に関すること、寄附金額に上限がないことと選挙運動費用が制限されていることの関係に関すること、寄

[45] 現在の委員長は、独立系（公務員出身。英国国家統計官など）のジョン・プリンジャー（John Pullinger）であり、週３日勤務となっている。

[46] 選挙委員会の管轄範囲が２年前に拡大され、英国議会に加えてスコットランド議会、ウェールズ議会も対象とされている。

附者の氏名・住所の公表と公表期間に関すること、独立性を担保した事務局職員の採用方法・制度設計における選挙委員会の関与・制裁手続の決定方法・選挙委員会の権限が及ぶ範囲に関すること、などであった。

■選挙委員会フランクス氏、ボウォーター氏、クリーバー氏の説明概要

●選挙委員会の業務等について

選挙委員会は、ＰＰＥＲ法に基づいて 2000 年に設立された。同法で規制された内容は、政党に対する収入（献金・寄附）と支出の規制[47]、収支報告書による規制であり、寄附の規制については、外国からの寄附禁止である。英国国内で寄附できる者であれば、政党にいくらでも寄附ができる。上限はない。一方で、政党には選挙運動に関して支出に制限がある。また、政党には年次報告書を提出する義務があり、これは外部の第三者の監査を受けたものでなくてはならない。

選挙委員会の主な業務は、選挙の執行管理、政党の政治資金に関する規制のほか、選挙管理者に対する法的なアドバイス、有権者への選挙情報（投票場所や投票の仕方など）の提供、選挙に関する法律についての政府への助言・勧告（改正条文に関する技術的なアドバイス、法改正後における選挙執行後のフィードバックなど）などを行っている。

選挙委員会では、選挙についてどうだったか毎年アンケート調査を実施しており、それを見る限り、かなり満足度の高いフィードバックが戻ってくることから、英国において選挙の管理の仕方は大体良いのではないかと認識している。しかし、政治資金に関しては、透明度が足りないという意見がとても多い。例えば、2018 年に 36%だったものが、現在では 58%に上昇している。国民は、大体政治資金がどのように動いているのか、どのくらい必要なのかなどあまりわかってない、そういう面では信頼していない、ということは我々も認識している。

●寄附について

昨年、保守党政権において政府が、寄附の報告をする必要がある金額を 7,500 ポンドから１万 1,100 ポンドに引き上げたため、報告される数が減ってしまったということがある。法律的には、政府はインフレ率以上の金額を変更する場合は、選挙委員会に諮問しなければならいことになっており、長い間変更されていなかったが、インフレ率 10%の時に政府が改正してしまった。

英国では、政党への寄附は、個人、企業、労働組合などが行うことができる。寄附できる個人は、選挙人名簿に記載されている者でなければならない。このことから自動的に、海外に住む外国人からの寄附は受けられない。企業であれば、英国内で登録された企業でなければならない。また、実際に英国でビジネス活動をしていなければならない。労働組合も英国で登録されていなければならない。

[47] 英国の政治資金制度については、９　参考資料「（４）米英独仏の政治資金制度」参照。

●収支報告書のチェック・公表について

政党は、我々に、四半期ごとに全ての寄附金を報告しなければならず、我々は、その報告が遅滞なく提出されるよう管理するとともに、寄附の内容について、個人からの寄附であれば、寄附をした者が選挙人名簿に記載されているかどうかチェックしている。

この四半期ごとの報告は、選挙委員会のウェブサイトに掲載され、国民が全て情報を見られるようになっている。それをどういうふうに見るのかは国民が決める。

●罰則について

我々は、政党がきちんと期限を守って報告をしているのか、チェックしているが、期限どおりに提出しない場合や報告している内容が現実と違っている場合は違法となる。例えば、個人献金があったとして、その個人が選挙人名簿に記載されていなければ違法であり、強制措置をとることができる。そのために調査を行い、その結果を公表している。しかし、罰金はあまり高いものではなく、むしろ罰則に関する調査結果を公表することで風評被害があると思うので、その方が重い罰則かもしれない。この風評被害に関連していえば、我々はトラッカー[48]をしており、その結果、国民の政治資金に関する信頼度は低いものの、我々選挙委員会の業務に関しては大変高い信頼度であることが分かっている。

選挙委員会で個人に科すことができる罰金は最大で２万ポンドであるが、例えば、データ保護法[49]に基づく罰金であれば規制当局は 50 万ポンドを科すことができる。そういうわけで、選挙委員会が科すことができる２万ポンドというのは、そう大した金額ではない。政府が我々にもっと高額の罰金を科すことができるようにすることは、それは大変重要なことだと思う。

石田真敏団長から、デジタル技術を活用した候補者が躍進する事例を踏まえて「最近の生成ＡＩ、チャットＧＰＴなどのデジタル技術の進展と選挙の在り方」に関して質問したのに対し、フランクス氏から、「我々も、オンラインの選挙活動がどのように行われるのか、特に生成ＡＩには大いに関心がある。また、有権者や政治家なども、我々に対して、このようなデジタル技術に関してガイドラインを出すとか、何らかの規制をするべきだと期待していることも認識している。下院議会議員総選挙は終わったばかりだが、実際に生成ＡＩが使われていた証拠は少ない。しかしながら、チャット・ボックス[50]などで投票の仕方に関する誤情報が

[48] サイト内での閲覧情報等を追跡・分析すること。それをする者。
[49] 2018 年データ保護法（The Data Protection Act 2018）
[50] インターネットを使ってテキスト情報を複数の者の間でやり取りするメッセージサービス。今回の事例として、SnapChat（写真共有ＳＮＳアプリ）における誤情報の掲載、具体的には、今回の投票から必要となる顔写真付きＩＤを必要無いと説明する誤情報が掲載されていた旨説明された。

流れていた証拠があったので、我々がプラットフォーム企業に対して、法的な権限はないが、状況説明と対応を求める連絡した。今のところ大きな影響が出ていないが、我々としても、長期的に将来を見ても今後ＡＩがどうなっていくのか、他の規制当局、大学、研究所などと一緒に検討している最中である。我々も、選挙後に管理執行について報告書を出す必要があるが、日本の選挙への影響には大変興味がある。この話は日本とも続けていきたい」旨の発言があった。

平口洋議員から、「企業献金の公表の在り方について、企業側は公表に後ろ向きではないか」に関して質問したのに対し、フランクス氏から、「企業献金については、会社法に規定があり、5,000 ポンド以上の企業献金をする場合は、株主の合意が必要とされている。言い換えれば、5,000 ポンド以下であれば株主の合意がなくても寄附することができ、寄附した場合は公表されることとなる」旨の発言があった。

鳩山二郎議員から、「寄附金額に上限がないことと、議員の選挙運動費用が２万ポンドに制限されていること」に関して質問したのに対し、フランクス氏から、「考え方としては、支出を規制すれば良いということ。どれだけ候補者が寄附を受けても使えなくなるため。候補者の選挙運動費用に制限がある一方で、政党全体ではより大きな額を使うことができる。ただし、政党は候補者に使うことができないが、候補者の選挙区で政党の選挙運動を行うことはできる。このため我々は、それが候補者個人の選挙運動なのか、政党の選挙運動なのか、資金はどこから出ているのか、そういったところチェックしている」旨の発言があった。

落合貴之議員から、「議員個人も収支報告書の提出が義務付けられているか否か」、「領収書提出の必要の有無」、収支報告書を公表する際の「寄附者の氏名・住所の公表と公表期間」に関して質問したのに対し、フランクス氏から、

・「政治家個人は収支報告書を提出するは必要は無く、政党のみとなる。英国の政党は約 400 団体あるが、その内きちんと監査人が監査した収支報告書を出す必要がある政党は、20～30 程度である。これらは下院議会、スコットランド議会、ウェールズ議会に議員を送っている政党である」旨

・「選挙後６か月以内に、200 ポンド以上の支出をした全ての金額を領収書を付けて報告する必要がある。なお、過去の議員殺傷事件[51]の影響で、セキュリティー経費については、報告は必要だが、金額に上限がなく、選挙運動費用の上限の別枠となっている」旨

・「寄附者個人については、法律[52]の規定があるため、住所を公表することはでき

[51] ジョー・コックス（労働党）殺害事件（2016 年）、デビッド・エイメス（保守党）殺害事件（2021 年）
[52] 2018 年データ保護法（The Data Protection Act 2018）

ない。企業や労働組合などであれば公表される。英国において、個人の住所などを公開しないということは大変重要で、特に北アイルランドにおける安全などを考えると大変重要である」旨
・「選挙委員会が設立されてから 24 年となるが、24 年分のデータが全て公表されている。今後、全部いつまで出せるか、いずれ決断がしなければならないかもしれない。ただし、選挙委員会のウェブサイトから削除するとしても、英国国立公文書館に残ることになる」旨
それぞれ発言があった。

福島伸享議員から、「独立性を担保した事務局職員の採用方法」、「制度設計における選挙委員会の関与」、「制裁手続きの決定方法、選挙委員会の権限の範囲」に関して質問したのに対し、フランクス氏から、
・「職員に採用されるには政治的な事柄に関する宣言書が必要となる。欠格事由に該当する例としては、現在も政治活動をしている、政党に所属している、過去５年間で選挙を経て公職に就いている、政党に登録された寄附者であるなどの事由がある」旨
・「制度設計への関与として、法改正の際にアドバイスする権限はある。ただし、採用される場合もあるが、採用されない場合もある。例えば、昨年、保守党政権が寄附の報告をする必要がある金額を 7,500 ポンドから１万 1,100 ポンドに引き上げたことについては、我々は変えない方が良い旨アドバイスしたが、政府は無視して改正してしまった。また、関与の仕方も様々で、議員に対するロビー活動、政府関係者への個別のアポイントなど、関与の仕方にもいろいろがある」旨
・「制裁については、違反の程度により異なる。ガイダンスの書類を渡す場合、警告の通知を出す場合、制裁金が科せられる可能性がある調査を行う場合など。そのような意思決定は、パネルメンバーによる複数名で決定することになる。このようなやり方で、一貫性のある対応ができるよう努めている。訴訟を起こされる可能性もあるのだから、一貫性を持って決定していることが重要である」旨
・「議員個人が寄附を受けた場合、我々の権限の範囲は、それが許容できる範囲の寄附かどうかとなる。しかし、その報告をするのは国会議員であれば下院議会となり、下院議会の担当部署が取り扱う。選挙期間中であれば、国会議員ではないため地方自治体となる。選挙委員会の権限の範囲について、英国で選挙に関する法律というのは一つではなく、昔から少しずつ法律ができたことから、様々な法律に渡っており大変複雑である。それは有権者への透明性の観点で見れば問題をはらんでいる。我々は、選挙に関する法律は１つに統合するべきだと思っている。我々の役割の一つは、そういう複雑な中で明確に説明することだと認識している」旨
それぞれ説明があった。

⑤　公務倫理基準委員会において説明聴取

・期　日　令和６年８月２日（金）

・対応者　ジリアン・ピール公務倫理基準委員会委員、レズリー・ベインズフェア公務倫理基準委員会事務局長

・日本側　石田　真敏　団長（自民）　　平口　　洋　議員（自民）
　　落合　貴之　議員（立憲）　　福島　伸享　議員（有志）

（公務倫理基準委員会が所在する財務省施設前にて）

・概　要

（組織概要）

公務倫理基準委員会（ＣＳＰＬ：Committee on Standards in Public Life）は、1994 年 10 月に設立された。当時のジョン・メージャー（John Major）保守党政権下では、禁止されている議会へのロビー活動に関して、政権閣僚が議員当時に行った行為を含む複数の現職議員が金銭の見返りに議会で質問する「Cash-for-questions affair」[53]と呼ばれる大規模なスキャンダルなどがあり、閣僚辞任や議員辞職が相次いだ。これを受けたメージャー政権により、全ての公職者に関する金銭的・業務的な高い基準を維持するための行動規範を検討することとなり、法的な組織ではないが独立した立場で首相に助言していく諮問機関として同委員会が設立された。

[53] 英国ハロッズ百貨店オーナーなど数多くの事業を手がけるエジプト人実業家が、議会ロビイストを使って保守党議員に金銭を渡して質問させたことを報道で暴露したことから表明化した。これを受けて議員１名は議員辞職、議員当時に実行したとされるメージャー政権閣僚１人は閣僚を辞任した。その後元閣僚は訴訟を提起したが、最終的には敗訴となった。

同委員会の組織構成は、委員長１名、独立系委員４名（ピール委員も独立系委員となる。）、３名の政治的な委員からなる。委員長と独立系委員は公募とされ、任期は５年で延長はされない。政治的な委員は議席数の多い３つの政党から推薦され、これまで労働党、保守党、スコットランド国民党であったが、2024 年７月の下院議員総選挙の結果を受けて、自由民主党（ＬＤ又はＬＤＰ：Liberal Democrats）が第３位となったことから、政治的な委員は交代することとなる。政治的な委員が任命される理由としては、政治的な側面、政治的な現実性に関する意見を代表する立場の委員が入ることに意味があるとされる。

（経歴等）

ジリアン・ピール（Gillian Peele）委員は、1949 年生まれで、ダラム大学、オックスフォード大学を経て、オックスフォード大学レディ・マーガレット・ホールの政治学フェローを 1975 年から 2016 年まで務めて現在は名誉フェローであるとともに、同大名誉教授（政治学）でもある。公務倫理基準委員会委員には 2021 年８月に任命（任期５年、延長無し）されている。

英国や米国など各国の政治・行政比較に関する多数の著作物があり、主な著作としては、「Governing the UK : British Politics in the 21st Century」（2004 年）、「The Regulation of Standards in British Public Life :Doing the Right Thing?」（2016 年）、「David Cameron and Conservative Renewal:The Limits of Modernization ?」（2016 年）などがある。

同女史は、大学以外でも積極的に活動しており、報道機関へ寄稿・出演とともに、公的機関でも現在委員を務める公務倫理基準委員会のほか、英国上院議員任命委員会（ＨＯＬＡＣ）独立委員、学術編集委員などを務めた。

（説明聴取の概要）

ピール委員から説明を受け、質疑を行った。

主な内容は、英国郵便局スキャンダルにおける同委員会の役割・独立系委員の選任方法に関すること、公務倫理基準委員会と選挙委員会の相違・役割分担に関すること、などであった。

■ピール委員の説明概要

●公務倫理基準委員会の経緯について

公務倫理基準委員会は、ジョン・メージャー保守党政権の下、1994 年 10 月に設立されたが、それ以前は、多くの団体、議会に行動規範などはなく、選挙委員会も設立されていなかった。同委員会の設立以降、様々な面で進展してきたところであり、また、委員会もどういうやり方が良いのか、どういうところでギャップが生じるのかなどの経験を重ねて発展してきた経緯がある。

同委員会が設立されて以降、大きな変更が３度あった。

①ブレア労働党政権当時、同委員会においても政党の資金を検討することとされ、同委員会の報告に基づいて 2000 年にＰＰＥＲ法[54]が制定されて選挙委員会が設立されたこと

②2013 年に、同委員会の対象範囲が、公務員ではない公務的なサービス従事者にまで拡大されたこと

③スコットランド議会及びウェールズ議会において、同種の委員会が設置されたため、2013 年に同委員会の対象から除外されたこと

●同委員会の特徴等について

同委員会は、組織の維持管理・予算などで内閣府と一定の関係を有しているものの、政府からも議会からも独立した諮問機関[55]として設置されたことに大きな特徴がある。また、大変重要なことは、同委員会は規制機関ではないため、一つ一つの個別事案を取り扱うものではなく、そのような関係する規制に対して意見する立場にある。同委員会に権威があるとすれば、それは我々の作り出す意見の質によって権威が生まれてくるということだ。なお、同委員会の設置に係る法的根拠が無いことから、場合によっては、いずれかの政権で廃止されるおそれもある。一方で、法律を変えなくとも組織の柔軟な見直しが可能であるという利点もある。

---

[54] 「英国④選挙管理委員会において説明聴取」参照。

[55] 公務倫理基準委員会ＨＰによると、同委員会は、「内閣府が後援する諮問機関、非省庁公共団体（advisory non-departmental public body, sponsored by the Cabinet Office）である」としている。

●ノーラン原則に基づく活動について

初代の委員長であったノーラン卿[56]により打ち立てられた７つの原則を基に、様々な行動規範の確立に向けて活動している。つまり、国民の利益を守るため、公益のため、全体として倫理的な高い基準で公益を守っていくということを第１番に持ってくる、そういう文化を作り上げることが大事である。

＊　ノーラン原則：①integrity（健全性、誠実性）、②objectivity（客観性）、③accountability（説明責任）④openness（開放性、透明性）⑤honesty（正直さ）⑥leadership（指導力、統率力）⑦selfless（私心の無い、無欲）

同委員会が設立当初から果たしてきた重要な活動を３つにまとめると、

①ノーラン原則を基に現実に即して実現化した様々な行動規範を報告すること

②独立した立場から、様々な分野の高い倫理基準が保たれているのかモニタリングすること

③報告された行動規範を教育・訓練することを積み重ねて、高い倫理基準の文化を作り上げること

があげられる。

●活動事例について

ノーラン原則の下、同委員会は、議会の会期に関わらず継続して活動しており、議会や行政など公職に係る具体的な事例が発生した後に報告書をまとめる等の対応を行うとともに、毎年テーマを決めて報告書を作成する等の活動をしている。例えば、

①2009 年のいわゆる議員経費スキャンダル[57]を受けて出された議員経費の透明化等を求める報告書[58]

②「Cash-for-questions affair」を受けて出された議会に対して規制を求める報告書（2000 年上院（貴族院）[59]、2002 年下院（庶民院）[60]）

③そのほかに 2011 年に各党のマニフェストを踏まえて出された政党の資金制度に対する報告書[61]

などがある。

---

[56] マイケル・ノーラン（Michael Nolan）男爵。公務倫理基準委員会の初代委員長（1994 年～1997 年）。

[57] ゴードン・ブラウン（Gordon Brown）労働党政権時の 2009 年から約１年に渡って多数の議員の不正請求スキャンダルが発覚し、閣僚、下院議長、議員が辞職や引退を表明した。2010 年のデービッド・キャメロン(David Cameron)保守党自民党連立政権の成立後も財務担当大臣が辞任するなど影響は長期化した。（ＡＦＰ　2009 年５月 23 日）

[58] 「国会議員の経費と手当：議会を支援し、納税者を保護する」(MPs' Expenses and Allowances: Supporting Parliament, safeguarding the taxpayer)（2009 年 11 月１日）

[59] 「貴族院における行動基準」(Standards of Conduct in the House of Lords)（2000 年 11 月１日）

[60] 「庶民院における行動基準」(Standards of Conduct in the House of Commons)（2002 年 11 月１日）

[61] 「政党資金：大口献金文化の終焉」(Political Party Finance: ending the big donor culture)（2011 年 11 月１日）

ただし、報告書について政府が従うことを義務付ける規定がないことから、例えば2021年に出された公職に関する倫理基準に関する報告書[62]などは、政府の対応に時間がかかり、結局全てが対応されたわけではない。また、その他には政府から拒絶されたものもある。

●最後に

今は大変複雑な変化の時期に来ていると思う。我々が前提と考えているようなやり方が、例えばソーシャルメディア（ＳＮＳ）などが出てきて大変違ってきている。

ここ 20～30 年の間で、公職の者のスキャンダルがかなり出てきたため、国民の公職の者に対する信頼感がかなり低下したレベルになっている、このため、これを何とか引き上げる必要があるが、我々公務倫理基準委員会が、その手助けになるのではないかと思う。

平口洋議員から、「英国郵便局スキャンダル[63]における同委員会の役割」、「独立系委員の選任方法」に関して質問したのに対し、ピール委員から、

・「我々はモニタリングをしている立場となる。英国郵便局スキャンダルは、近年最大級のスキャンダルと言えるが、我々が問いかけるべき問というのは、会社の取締役会などの重要な立場にある者が、もっと関心を持ち、関与するべきところはするべきではなかったか、ということ。部下の言うことを鵜呑みにして何も調査されないまま、長い期間に渡って発生したわけであるので。もっとそういうことを問かけていかなければならないと思う。しかし、本件に関しては、英国政府の公開調査（Public Inquiry）が行われ、報告書が作られているので、我々の委員会として報告書を作るということはしない」旨

・「４人の独立系委員については公募となる。内閣府が公募を管理し、応募者については内閣府の適正・倫理チーム（propriety and ethics）において選出される。このチームには、公務倫理基準委員会委員長や外部からの参加もある。委員に欠員があった場合も同様である。なお、この手続きも法律に根拠があるわけではなく、伝統的・慣習的に決めているものと思う。選出された応募者を最終的に承認するのは首相である」旨

それぞれ発言があった。

---

[62] 「公生活における基準の順守 ― 公開報告書」（Upholding Standards in Public Life - Published Report）（2021年11月1日）

[63] 富士通ＵＫ（旧英国ＩＣＬ）が、1999年に英国ポスト・オフィスに納入した会計システムHorizonを巡って、会計システムの欠陥から2015年までに700人を超える冤罪（横領罪、窃盗罪など）が発生したとされる事件。「英国史上最大の冤罪事件」とされ、2024年１月に英国下院で富士通幹部が証言している。（ＢＢＣニュース日本語版2022年10月14日、共同通信　2024年１月16日など）

福島伸享議員から、「公務倫理基準委員会と選挙委員会の相違、役割分担」に関して質問したのに対し、ピール委員から、

・「選挙委員会は法律に基づいて作られた独立した組織。我々は諮問機関で法律に基づいて作られた組織ではない。ただし、この施設のように行政府の中にあり、予算も内閣府から出る。同席している事務局長も内閣府の出身である。なお、内閣府から何か指示があるわけではないという意味では一切独立しているが、仮に内閣府が予算を削るようなことがあれば、我々は動くことができなくなる、そういう関係にある」旨

・「経緯の話で言えば、選挙委員会が 2000 年にＰＰＥＲ法に基づいて設立されたが、2000 年に国民が思ったことは、この改革では十分ではないと。やはり、政党間の合意がないと、もっと先に進めないところがある。選挙委員会も独立した組織として、選挙の執行や政党の資金を見ているわけだが、これ以上は、政党間の合意がないと先に進めないと思う。実際、合意がないので進んでいないわけである。2011 年に我々は、政党の資金制度に関する報告書（前述）を出した。そこではもっと政党間の合意をもって進めるべきだと記したが、その合意がないため、以降我々は選挙、あるいは政治資金に関する報告書は作成していない。むしろこれは選挙委員会でやるべきだということである」旨

それぞれ発言があった。

（公務倫理基準委員会の説明聴取。ピール委員はオンライン参加。）

⑥　ローガン元労働党下院議員との意見交換

・期　日　令和６年８月２日（金）

・対応者　マーク・ローガン元労働党下院議員

・日本側　石田　真敏　団長（自民）　　平口　　洋　議員（自民）

　　落合　貴之　議員（立憲）　　福島　伸享　議員（有志）

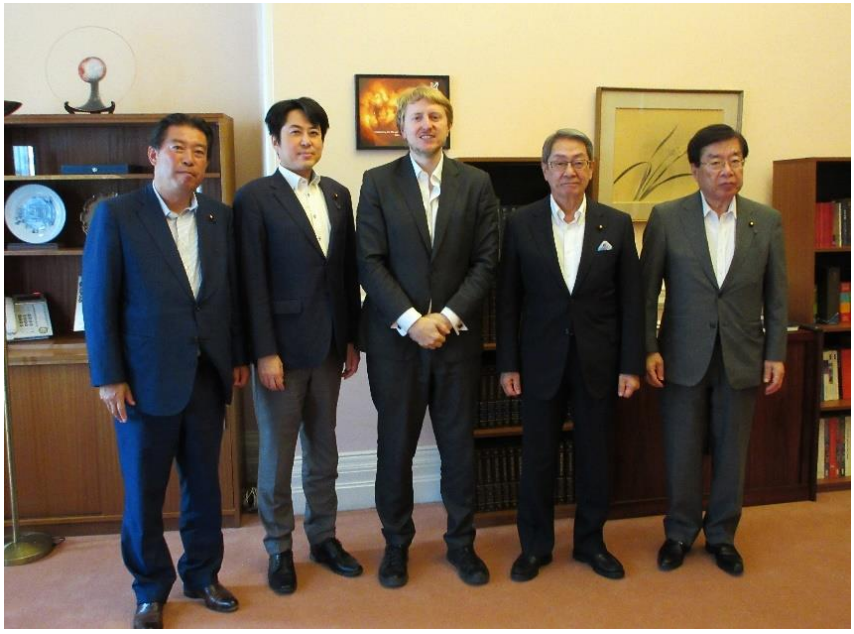

（マーク・ローガン元労働党下院議員）

・概　要

（経歴等）

マーク・ローガン（Mark Logan）元労働党下院議員は、1984 年、北アイルランドのアントリム州で生まれた。クイーンズ大学（法学）、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス、オックスフォード大学（中国研究）を経て、中国に渡り北京大学、上海交通大学でも学んでいる。中国では、在上海英国総領事館、在北京英国大使館で勤務するほか、中国企業での勤務なども経験している。

2019 年 12 月の下院議会議員総選挙において、イングランド北部のボルトン・ノース・イースト選挙区から保守党候補として初当選し、2022 年に年金労働相の議会担当秘書官などの活動のほか、英中議連、英日議連などに所属するなど活動をしてきた。2024 年には、これまで希望してきた労働党へ鞍替えするとともに、同年７月の下院議会議員総選挙への不出馬を表明した。なお、議員は辞めたものの、労働党新政権と議会関係などで関係が継続しており、今後の政界復活の可能性にも言及している。

ローガン元議員は国際政治と貿易分野を専門とし、20 年に渡って英国とアジア太平洋地域の市場をつなぐ経験を有している。日本に対する関心も高く、日英関係については、ここ２～３年で一番親密になっており、英国政府の意識・認識

も高く、保守党政権の成果の一つとして評価している。また、同氏は日英 21 世紀委員会の英国側メンバーの一人として 2024 年２月に来日[64]して日英両国の関係向上に取り組むとともに、今後日本とのビジネス面・政治的な面での結びつきを一層強めていくため、昨年からは日本語の習得に取り組んでおり、日本の大学への留学も希望している。

（意見交換の概要）

意見交換は、主に議員団からの質問にローガン元議員が答える形で進められ、その主な内容は、政治資金制度に対する評価・改善点の有無に関すること、議員に対する公的助成と報告・チェック機関に関すること、２大政党における政党間移動の状況に関すること、事務所スタッフの人数に関すること、政治資金制度における外国人等による寄附の懸念に関すること、などであった。

石田真敏団長から、「政治資金制度に対する評価、改善点の有無」、地元における日常の政治活動に要する費用など「国会議員に支払われる金銭、交通費、宿泊費、日当などのシステムの状況[65]」に関して質問したのに対し、ローガン元議員から、

・「長年議員をやっている者などから聞いたところによると、過去 20 年で英国の政治資金制度は大きく改善して、透明性が増したとしている。選挙委員会が結構うまくやっているというのが一般的な感覚だ。批判があるとすれば、選挙委員会がもっと強制力を持つべきだ、などである」旨

・「事務所のスタッフに支払う費用、事務所の運営費用、交通費、電車賃などには、上限がない。公費で請求できるが、公表される。このため自分で自制して活動するということになる。例えば、地元で政治的なキャンペーンのために個人的に資金調達することはあるが、スタッフの雇用のために集めることはない。宿泊費は、ロンドンと地方で異なるため、他ほとんどの議員は、金額が高いロンドンだけで申請するようにしている。地元は自分の家でということ」旨

・「2009 年にいわゆる議員経費スキャンダル[66]があった際に、それを契機として新たな制度[67]ができた。ＩＰＳＡ[68]はどの政府機関にも属さない独立機関[69]であって

---

[64] 日英 21 世紀委員第 40 回会合同会議（日本側座長木原誠二議員、英国側座長アンドリュー・ランズリー上院議員）は、2024 年 2 月に神奈川県小田原市で開催された。

[65] ９　参考資料「（５）国会議員の活動費用に対する公費支援」参照。

[66] 「英国⑤公務倫理基準委員会において説明聴取」参照。

[67] 議員経費スキャンダルに対応するため、いわゆる 2009 年議会倫理規範法（The Parliamentary Standards Act 2009）が 2009 年７月 21 日に成立した。（ＡＦＰ　2009 年７月 22 日など）

[68] 2009 年議会倫理規範法に基づいて、独立議会倫理基準委員会（ＩＰＳＡ：Independent Parliamentary Standards Authority）が設立され、議会や政府から独立して、①議員の人件費等の規制、②議員の歳費等の決定、③議員への財政的支援の提供、などについて公正かつ公平な決定を行うこととしている。また、データを公開し、議員の給与、年金、請求に関する情報への一般のアクセスを提供するなどとしている。（出所：ＩＰＳＡ ＨＰより）

[69] ９　参考資料「（３）英国関係資料・倫理関係機関の新たな枠組み」参照。

法律に基づいて設置された。ＩＰＳＡのソフトで費用や領収書などを報告し、ＩＰＳＡがそれをチェックする。それがオンラインで公表される。本当に透明性が増した。ただし、官僚的なせいかチェックに時間がかかるところがある」旨
それぞれ発言があった。

落合貴之議員から、「２大政党の一方から一方への政党間移動」に関して質問したのに対し、ローガン元議員からは「平均すれば年に２人程度。特に保守党政権後半には結構あった。私の１月前に１人保守党から労働党へ移動し、その２週間後にもう１人、そして私で３人目」旨の発言があった。

福島伸享議員から、「ＩＰＳＡから公費が支払われることの確認」、日本における秘書の数が多い方が選挙に有利となる現状を踏まえて「英国におけるスタッフの状況」に関して質問したのに対し、ローガン元議員から、
・「私の議員報酬、事務所のスタッフ５～６人の給与は、議会からではなく、ＩＰＳＡから支出を受ける」旨
・「(スタッフを多数雇うことは) やろうと思えばやれる。実際自分で資金を集めてやっている議員もいる。ただし選挙でスタッフは、私個人を推薦することはできても、政党のキャンペーンはできない。そのため大半の議員は５～６人でやっている。スタッフを雇うために資金集めをすることはない」旨
それぞれ発言があった。

なお、最後にローガン元議員から、英国の政治資金制度に関する発言があり、「懸念があるとすれば、国際都市ロンドンに集まる外国企業などからの寄附のおそれがあげられる。英国では、選挙権のある者か英国でビジネスを行っている企業からしか認められていない。北アイルランドは例外で、アイルランドの国民及び企業から寄附を受けても良いことになっている。つまりロシアなどが、特定の政党に資金提供していくことを、大いに懸念しているのが英国の現状である」旨の発言があった。